

登録の申出をした者がその年の三月一日又は九月一日までに選挙権を有し、かつ、引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有する者である場合には、三月一日までに登録の申出をした者にあつては同月十日までに、九月一日までに登録の申出をした者にあつては同月十日までに、それぞれこれらの者を当該市町村の選挙人名簿に登録すべき者として決定しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、前項の場合において、選挙人名簿に登録すべき者として決定された者が、三月一日までに登録の申出をした者にあつては同日、九月一日までに登録の申出をした者にあつては同日までの間に、死亡し若しくは選挙権を有しなくなつたこと又は当該市町村の区域内に住所を有しなくなつたことをこれらの者に係る同項の決定の期限までに知つたときは、直ちに当該決定を取り消さなければならぬ。

3 市町村の選挙管理委員会は、毎年九月一日現在により前条の規定による登録の申出をしていない者で選挙権を有し、かつ、同日まで引き続き三箇月以上その市町村の区域内に住所を有するものがあることを知つたときは、これらの者を同月十日までに選挙人名簿に登録すべき者として決定することができる。

4 第一項又は前項の住所に関する期間は、市町村の廢置分合又は境界変更のため中断されることがない。

第二十五条を削り、第二十四条第四項中「一の基本選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を」を「一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に關し」と改め、同条を第二十五条とする。

第二十三条第一項中「基本選挙人名簿に脱漏又は誤載があると認める」と「選挙人名簿に登録すべき者の決定に關し不服がある」に改め、同条第二項中「二十日」を「七日」に、「基本選挙人名簿」を

「選挙人名簿に登録すべき者の決定」に改め、同条を第二十四条とし、同条の前に次の二条を加える。

(縦覧)

第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日までの間、市役所、町村役場又はその指定した場所において、前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。第二十六条及び第二十七条を次のように改め。

(登録)

第二十六条 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月三十日及び九月三十日に、第二十二条から第二十四条まで^(登録すべき者の決定、縦覧、異議の申出)の規定により選挙人名簿に登録すべきこととなつた者を選挙人名簿に登録しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、確定判決により選挙人名簿に登録されるときは、直ちにその旨を登録し、その旨を告示しなければならない。

3 市町村の選挙管理委員会は、他の市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合に該当するときは、これらの者を直ちに選挙人名簿から抹消しなければならない。この場合において、第二号又は第三号の場合に該当するときは、その旨を告示しなければならない。

4 市町村の選挙管理委員会は、その市町村の選挙人名簿に登録されている者について次の場合は告示があつたときは、直ちに縦覧を中止し、当該選挙の期日後五日に当たる日から十日間、更に縦覧を行なうものとし、これに伴い、第二十六条第一項の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

2 市町村の選挙管理委員会は、第二十三条第二項又は前項の縦覧期間中に選挙の期日の公示又は告示があつたときは、直ちに縦覧を中止し、当該選挙の期日後五日に当たる日から十日間、更に縦覧を行なうものとし、これに伴い、第二十六条第一項の登録又は抹消の期日は、当該縦覧期間の末日から十日に当たる日とする。この場合においては、前項後段の規定を準用する。

第二十七条の二 市町村の選挙管理委員会は、選挙人の住所の有無その他選挙資格の確認に關し、その有している資料について相互に通報しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、選挙の期日の公示又は告示の日から選挙の期日後五日までに当たる日まで並びに毎年三月二十一日から四月四日まで及び九月二十一日から十月五日まで(前条の規定により縦覧期間を延期した場合にあつては、その縦覧期間の末日の翌日からその十五日以内に当たる日まで)の間を除き、選挙人名簿又はその抄本を閲覧に供し、その他適當な便宜を供与しなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、当該市町村の区内に住所を有しなくなつたことにより前項の表示をされた者がその表示後毎年三月一日又は九月一日までに一箇年を経過するに至つたときはその者をそれぞれ三月十日又は九月十日に、選挙人名簿に登録すべき者として決定しなければならない。

あると認めるときは、市町村の選挙管理委員会に選挙人名簿の修正に関する調査の請求をすることができる。

(船員の選挙人名簿の調製)

第二十九条 船員(船員法(昭和二十二年法律第百号)第一項に規定するものをいう。以下この条において同じ。)で第二十二条第一項(登録すべき者の決定)に規定する住所に関する要件を具備しないものについては、毎年九月一日現在により、同日まで引き続き三箇月以上その船舶所有者に雇用されている場合に限り、同項に規定する住所に関する要件にかかるらず、船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の主たる事務所又はその他の事務所(いずれも登記されたものをいう。)の所在地の市町村の選挙管理委員会において、これらの者の選挙資格を調査し、十月十五日までに船員の選挙人名簿を調製しなければならない。この場合において、船員の年齢は、第七項に規定する選挙人名簿確定の期日により算定する。

2 船舶所有者は、前項の規定により船員の選挙人名簿に登録されるべき船員について、政令で定めるところにより、その申出により船員名簿を作製し、毎年九月二十五日までに当該市町村の選挙管理委員会に提出しなければならない。

3 船員の選挙人名簿には、船員の氏名、性別、生年月日及びその船員の雇用事務を取り扱う船舶所有者の事務所の所在地等を記載しなければならない。

4 前項に規定する船舶所有者に関しては、船員法第五条(船舶管理人、船舶借入人等)の規定を準用する。

5 第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿は、衆議院議員及び参議院議員の選挙に限り、その効力を有する。

6 第十九条第三項(名簿の抄本の使用)、第二十条第三項(名簿の編製)、第二十三条から第二十一条まで(総覧、異議の申出、訴訟)、第二十六

条第三項(二重登録の通知)、第二十七条第一項(表示)及び次条の規定は、第一項の規定により調製された船員の選挙人名簿について準用する。この場合において、第二十三条第一項中「三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで」とあるのは「十月二十日から十一月三日まで」と、「前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面」とあるのは「船員の選挙人名簿」と、第二十四条第一項中「選挙人名簿に登録すべき者の決定に關し不服がある」とあるのは「船員の選挙人名簿は誤載がすべき」と、同条第二項中「七日」とある者は「二十日」と、「選挙人名簿に登録すべき者の決定」とあるのは「船員の選挙人名簿」と、第二十五条第四項中「一の総覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に關し」とあるのは「二の船員の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を」と、第二十七項第一項中「第四項」とあるのは「第二十九条第八項ただし書修正」と読み替えるものとする。

7 船員の選挙人名簿は、十二月五日をもつて確定する。

8 船員の選挙人名簿は、次年の十二月四日まで据えおかなければならぬ。ただし、市町村の選挙管理委員会は、船員の選挙人名簿に登録されている者が船員死したときは、直ちに修正するものとし、船員の選挙人名簿に登録されている者が船員でなくなつたときは、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決により修正すべきものとなつたときは、直ちに修正するとともに、その旨を告示しなければならない。

9 前各項に規定するもののほか、船員の選挙人名簿の調製に關し必要な事項は、政令で定める。

10 第三十条第二項中「の期日並びに総覧確定に關する期日及び期間等」を「総覧及び確定に關する」とり、同条中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

11 第二百七十七条の二ただし書中「第二十六条第二

期日及び期間その他その調製について必要な事項」に改める。

5 第三百三項第二号の同一の地方公共団体の他の選挙が地方公共団体の長の任期満了によるものであるときは、同項の規定により同時に行なわれるべき地方公共団体の議会の議員の再選挙に対する第三十四条(その他の選挙)第二項本文の規定の適用については、同項本文中「これを行うべき事由」とあるのは「当該地方公共団体の長の任期」と、「生じた」とあるのは「満了することとなる」とする。

6 第三百十条(再選挙)第五項の規定は、第三項第四号の規定による地方公共団体の議会の議員の補欠選挙について準用する。

7 第百二十二条を削り、第一百二十二条の二を第一百二十二条とする。

8 第百三十条(再選挙)第五項の規定は、第三項第四号の規定による地方公共団体の議会の議員の補欠選挙について準用する。

9 第百三十六条第三項中「第二十九条第一項(船員の基本選挙人名簿の調製)」を「第二十九条第一項(船員の基本選挙人名簿の提出)」に改める。

10 第百三十六条第三項中「記載」を「登録」に改める。

11 第一百七十七条中「記載」を「登録」に改める。

12 第二百六十九条第三項中「第二十九条第一項(船員の基本選挙人名簿の提出)」を「第二十九条第一項(船員の基本選挙人名簿の登録)」に改める。

13 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

14 第二百六十九条第一項ただし書を次のように改める。

15 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

16 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

17 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

18 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

19 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

20 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

21 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

22 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

23 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

24 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

25 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

26 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

27 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

28 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

29 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

30 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

31 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

32 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

33 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

34 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

35 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

36 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

37 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

38 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

39 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

40 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

41 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

42 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

43 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

44 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

45 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

46 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

47 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

48 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

49 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

50 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

51 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

52 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

53 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

54 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

55 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

56 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

57 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

58 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

59 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

60 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

61 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

62 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

63 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

64 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

65 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

66 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

67 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

68 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

69 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

70 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

71 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

72 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

73 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

74 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

75 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

76 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

77 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

78 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

79 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

80 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

81 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

82 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

83 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

84 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

85 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

86 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

87 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

88 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

89 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

90 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

91 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

92 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

93 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

94 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

95 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

96 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

97 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

98 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

99 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

100 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

101 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

102 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

103 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

104 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

105 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

106 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

107 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

108 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

109 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

110 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

111 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

112 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

113 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

114 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

115 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

116 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

117 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

118 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

119 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

120 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

121 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

122 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

123 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

124 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

125 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

126 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

127 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

128 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

129 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

130 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

131 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

132 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

133 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

134 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

135 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

136 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

137 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

138 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

139 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

140 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

141 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

142 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

143 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

144 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

145 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

146 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

147 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

148 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

149 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

150 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

151 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

152 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

153 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

154 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

155 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

156 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

157 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

158 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

159 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

160 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

161 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

162 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

163 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

164 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

165 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

166 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

167 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

168 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

169 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

170 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

171 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

172 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

173 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

174 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

175 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

176 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

177 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

178 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

179 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

180 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

181 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

182 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

183 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

184 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

185 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

186 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

187 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

188 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

189 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

190 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

191 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

192 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

193 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

194 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

195 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

196 第二百六十九条第一項ただし書を削る。

官 報 (号 外)

第二十四条第一項	七日	二十日
第二十五条第四項	選挙人名簿に登録すべき者の決定	選挙人名簿
第二十六条第三項	他の市町村	当該市町村と同一の海区に沿う他 の市町村
第二十七条第一項	第四項	漁業法第九十四条第一項において 準用する第二十九条第八項ただし 書
第二十九条第七項	船員の選挙人名簿	選挙人名簿
第二十九条第八項	船員でなくなつたとき、他の市町 村の選挙人名簿に登録されたとき 又は確定判決	選挙人名簿
第二十九条第二項	前項	農業委員会等に關する法律第十 一条第一項
第二十二条第一項	十一月五日	次年の一月二十日
第二十五条第二項	十二月二十日	次年の三月五日
第二十五条第二項	次年の十二月十九日	次次の年三月四日

卷

第二十三条第一項	三月十一日から同月二十日まで及び九月十一日から同月二十日まで	二月二十三日から十五日間		
二十四条第一項	前条の規定により選挙人名簿に登録すべき者として決定した者の氏名及び住所を記載した書面	選挙人名簿		
二十四条第二項	登録すべき者の決定に關し不服がある	脱漏又は誤載があると認める		
七日	選挙人名簿に登録すべき者の決定	選挙人名簿	二十日	
第二十五条第四項	一の縦覧に係る選挙人名簿に登録すべき者の決定又は選挙人名簿から抹消すべき者の決定に關し	一の選挙人名簿に係る脱漏又は誤載を		
二十七条第一項	第四項	農業委員会等に關する法律第十九条における第二十九条第八項ただし書		
二十九条第七項	船員の選挙人名簿は、十二月五日	選挙人名簿は、三月三十一日		
二十九条第八項	十二月四日	選挙人名簿	三月三十日	確定判決
船員でなくなつたとき、他の市町村の選挙人名簿に登録されたとき又は確定判決				

第十四条 農業委員会等に関する法律(昭和

第十一項中「十二月一日」を「一月一日」に改める。

議の申出等)、第二十^一七條第一項(表示)、第二十九條

改め、「第一百七十条の二」の下に「本文」を加え、同条の

卷之三

第十九條第二項

第二十二條第二項
十一月五日

第二十五條第一項
十二月二十日

第二十五條第二項 次年の二月十九日

卷之三

第一回 大正二年九月一日由石川謙製した
船員の基本選挙人名簿若しくは海区漁業調整委
員会選挙人名簿又は昭和四十年十二月一日現在
で調製した農業委員会委員選挙人名簿は、この

理由
選挙人名簿の適正化を図り、選挙の公正を確保するため、永久選挙人名簿の制度を採用する等の

必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長（山口喜久一郎君） 委員長の報告を求めます。公職選挙法改正に関する調査特別委員長志賀健次郎君。

「報告書は本号末尾に掲載」

○志賀健次郎君　ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、公職選挙法改正に関する調査特別委員会における審

1

最近における激進な人口移動、社会生活の複雑化の傾向は、選挙人名簿の適正な調製を困難ならしめ、名簿に脱漏、誤載、二重登録を生ぜしめる等、制度上の欠陥があらわれてきていているのであります。このため、選挙制度審議会においては、現行の選挙人名簿制度を抜本的に改正する必要があるとして、去る二月十五日、永久選挙人名簿制度の要綱を決定いたしました。

本案は、この要綱に基づき、公職選挙法に所要の改正を行なおうとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

本案は、この要綱に基づき、公職選挙法に所要の改正を行なおうとするもので、そのおもな内容は次のとおりであります。

第二は、選挙人は、隨時選挙人名簿の登録の中止が可能のこととし、申告主義を原則といたしました。

第三は、二重登録を防止するため、住所移転者が登録の申し出をするときは、選挙人名簿の登録の異動に因する文書を提出しなければならないことといたしております。

第四は、市町村の選挙管理委員会は、毎年三月一日及び九月一日までに申し出のあつた者につき、あらかじめその選挙資格を調査し、縦覧、異議の申し出を経た上、三月三十日及び九月三十日に選挙人名簿に登録することといたしております。

第五は、当初の選挙人名簿は、全世帯について選挙人の選挙資格を一括に調査し、この結果に基づいて現行の選挙人名簿に必要な修正を加えて正確に調製し直したものを、一定期間閲覧の上、これを政令で定める日に永久選挙人名簿とすることといたしております。

第六は、天災事変等により住所を移転した者等について認められていた特別選挙権はこの際整理することとし、さらに特別区においても選挙人の所属する区に三ヵ月以上住所を有することを名簿の登録要件とすることといたしております。

以上のほか、選挙人名簿に因する関係規定その他必要な規定の整備を行なうことといたしております。

以上が本案のおもな内容であります。

なお、この法律は、政令の定める日から施行することといたしております。

本案は、三月二十九日本特別委員会に付託され、同月三十一日永山自治大臣より提案理由の説

明を聴取し、慎重に審議を行なつてまいりましたが、その詳細につきましては会議議に譲ることといたします。

石炭鉱業合理化臨時措置法（昭和三十年法律第百五十六号）の一部を次のように改正する。
第十七条第二号中「國家公務員」を「政府職員」に
改め、同条第三号を削る。
第二十五条第一項第九号の二の次に次の二号を
加える。

第一十五條第一項第十一号の二の次に次の二号

る探掘権の取得及び処分

加える。

〔以下「近代化機械」といふ〕の貸付けの方法

掘権の取得及び処分の方法

資金及び近代化機械」に改める。

る。

在国会に提出する。

昭和四十一年一月十二日

内閣總理大臣 佐藤 榮作

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する

る法律

第三十六条の十二 近代化機械の貸付けは、採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対し行なうものとする。

第三十六条の二十三の次に次の二条を加える。
(採掘権の取得及び処分)

第三十六条の二十四 事業団が第二十五条第一項第十二条の三に規定する採掘権の取得をすることができる場合は、第三十五条の六第一項ただし書に規定する出願をし、出願の許可を受けた場合に限るものとする。

第三十六条の二十三の三に規定する採掘権の処分をすることができる場合は、その採掘権の鉄区及びこれと隣接する採掘鉄区に係る鉄床を一体として開発することが著しく合理的であると認められる場合において、隣接鉄区の採掘権者であつて通商産業省令で定める基準に該当するものに対して行なうときに限るものとする。

第三十五条の二第三号中「第二十六条の二第二項」を「第二十五条第一項第九号の三、第二十六条の二第二項」に改め、「第三十六条の八第五号」の下に、「第三十六条の十二」を加える。

官外報

附則
1 この法律は、公布の日より施行する。
2 石炭鉱業合理化事業団が最初に作成する改正後の第二十五条第一項第九号の三に規定する機械の貸付けについては、改正後の第二十七条第二項中「事業年度の毎四半期開始前に」とある

のは、「石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭和四十一年法律第 号)の施行後遲滞なく」とする。

本案は、抜本的な石炭対策の樹立と並行して、当面する石炭施策の一環として提出されたものでありまして、石炭鉱業合理化事業団の取り扱い業務の範囲を拡大することにより、石炭鉱業の体質改善に寄与するとともに、合理化計画の円滑な遂行を期そうとするものであります。

次に、本案の内容を簡単に申し上げます。
第一は、石炭鉱業合理化事業団の業務に炭鉱機械の貸し付け業務を新たに加えるとともに、石炭運賃の延納にかかる債務の保証義務を昭和四十二年三月三十日まで延長することです。

第二は、石炭鉱業合理化事業団の保有鉄区及び

廃止事業者が放棄した採掘権の鉄区等の特例的な活用を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。石炭対策特別委員会理事加藤高藏君。

[報告書は本号末尾に掲載]

[加藤高藏君登壇]

○加藤高藏君 登壇
ただいま議題となりました石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案について、石炭対策特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。
わが国石炭鉱業は、数次にわたる施策の実施にかかわらず、その經營はますます深刻化し、この事態に抗し切れず、全面的に崩壊することが憂慮されているのであります。

かかる事態に對処し、石炭鉱業を安定せしめるため、すみやかに適切な対策の確立が強く要請されており、政府においても近々抜本的な石炭対策

を樹立する運びとなつてゐることは御承知のとおりであります。

本案は、委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よつて、本

案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、地方交付税法の一部を改正する法律案、日程第四、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、地方交付税法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(山口喜久一郎君) 日程第三、地方交付税法の一部を改正する法律案、日程第四、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案、右両案を一括して議題といたします。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を

可決いたしました。

○議

第十四条第三項の表の基準税額等の算定の基礎の欄中

当該市町村の区域内に住所又は居所を有する者に係る前年度分の所得割の課税の基礎となつた納稅義務者等の数及び額並びに前年度分の所得割の課税の額並びに前年度分の所得割の課税の額

改め
る。

第十四条の次に次の二条を加える。

算定方法の特例

町村が次の各号に掲げる土地若しくは家屋に対する固定資産税を課さなかつた場合又は当該固定資産税に係る不均一の課税をした場合において

のと認められるときは、前条の規定による当該市町村の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかるわらず、当該市町村の当該各年度の減収額のうち自治省令で定めるところによつて算定した額を同条の規定による当該市町村の当該各年度（その措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

<p>の欄中</p> <p>当該道府県の区域内に住所又は居所を有する者に びに前年度分の所得税の課税の基礎となつた納税義務者等の数及び所得額を</p> <p>なつた納税義務者等の数及び所得額を</p>	<p>「建築床面積」に、 所又は居所を有する者に 係る前年度分の所得税額及び前年度分の所得税の 課税の基礎となつた納税義務者等の数</p> <p>「」</p>
<p>受けた史跡、名勝若しくは天然記念物又は同 条第一項の規定により指定を受けた特別史 跡、特別名勝若しくは特別天然記念物である 土地</p> <p>二　自然公園法（昭和三十二年法律第二百六十一 号）第十八条第一項の規定により指定を受け た国立公園又は国定公園の特別保護地区の区 域内の土地</p> <p>三　古都における歴史的風土の保存に関する特 別措置法（昭和四十一年法律第一号）第六条第一 項の規定により指定を受けた特別保存地区 の区域内における家屋又は土地</p> <p>附則中第六項を第七項とし、第五項の次に次の 一項を加える。</p> <p>6　昭和四十一年度から昭和四十四年度までの間 に限り、人口が急激に減少した地方団体に係る 補正係数の算定方法については、自治省令で第 十三条第一項から第八項までの規定の特例を設 けることができる。</p>	<p>「」を「一平方メートル」に、「生産石数」を「生産量」に</p> <p>「」を「生産量」に、 所又は居所を有する者に 係る前年度分の所得税額及び前年度分の所得税の 課税の基礎となつた納税 義務者等の数</p> <p>「」</p>

表の単位費用の欄中「一町歩につき」を「一
メートルにつき」に、「一坪につき」を「一
方メートルにつき」に改める。

(四) 欲に關する法律

第一条 この法律は昭和四十一年度の地方財政の健全な運営を図るため、必要な財政上の特別措置を定めるものとする。

歸詩地方詩列交付金

第二条 昭和四十一年度に限り、地方公共団体に
対して、臨時地方特例交付金を交付する。

2 臨時地方特例交付金の総額は、四百十四億円とする。

臨時地代料金の種類は第一種特例交付金及び第二種特例交付金とし、第一種特例交付金又は第二種特例交付金の額は、(一)二三

4
一百四十億円及び百七十四億円とする。
第一種特例交付金は、次の各号の区分によ

当該名号に掲げる金額を過度に算定する事は市町村及び特別区に對して、次条に定めるところ

一 都道府県に対して交付すべき第一種特例交付金の額目 七十億円

二 市町村及び特別区に対して交付すべき第一種特別交付金の総額 百七十億円

5 第二種特例交付金は、昭和四十一年度分につ

右

昭和四十一年二月十八日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

昭和四十一年度分に限り、法の別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

昭和四十一年度分に限り、法の別表に定める単位費用は、次の表に定めるものとする。

		地方團體の種類		経費の種類	測定単位	単位費	費用
道府県	市町村	一 警察費	二 土木費				
五 産業行政費	四 厚生労働費	1 農業行政費	2 橋りよう費	1 道路費	2 橋りよう費	1 道路費	2 橋りよう費
農家数	耕地の面積	人口	人口	人口	河川費	河川費	港湾費
失業者数	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	道路の面積	道路の延長	橋りようの面積
工場事業場労働者数	一戸につき	一人につき	一人につき	一人につき	道路の延長	木橋の延長	木橋の延長
耕地面積	ヘクタールにつき	人につき	人につき	人につき	木橋の延長	河川の延長	河川の延長
人口	人	人	人	人	港湾(漁港を含む。)	港湾(漁港を含む。)	港湾(漁港を含む。)
町村部人口	町村部人口	町村部人口	町村部人口	町村部人口	におけるけい留施設の延長	におけるけい留施設の延長	におけるけい留施設の延長
幼稚園児数	幼稚園児数	幼稚園児数	幼稚園児数	幼稚園児数	港湾を含む。)	港湾を含む。)	港湾を含む。)
生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	生徒数	の延長	の延長	の延長
4 その他の教育費	4 その他の教育費	5 費 その他の土木	5 費 その他の土木	5 費 その他の土木	5 費 その他の土木	5 費 その他の土木	5 費 その他の土木
3 高等学校費	2 中学校費	1 小学校費	三 教育費	4 その他の教育費	4 その他の教育費	4 その他の教育費	4 その他の教育費
社会福祉費	生活保護費	厚生労働費	四 厚生労働費	1 農業行政費	2 橋りよう費	1 道路費	2 橋りよう費
衛生費							
労働費							

5	昭和四十一年度分に限り、法第二条第五号の基準財政収入額は、法第十四条の規定によつて算定した額に、道府県にあつては当該道府県に対する交付すべき第一種特例交付金の額の百分率を切り捨てるものとする。	3	高等学校費	学校数	一校につき	七〇六、〇〇〇〇〇
		4	その他の教育費	教職員数	一人につき	六七三、七〇〇〇〇
		4	厚生労働費	人口	一人につき	六、三〇〇〇〇
		1	生活保護費	市部人口	一人につき	三四九〇〇
		2	社会福祉費	人口	一人につき	三七八〇〇
		2	保健衛生費	人口	一人につき	一〇〇〇〇〇
		3	清掃費	人口	一人につき	一二八〇〇〇
		4	労働費	失業者数	一人につき	四七六〇〇〇
		5	産業経済費	農家数	一人につき	八六、八〇〇〇〇
		1	農業行政費	商工業の従業者数	一人につき	四、四〇〇〇〇
		2	その他の産業経済費	林業・水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	三一〇〇〇〇
		3	その他の行政費	市町村税の税額	一人につき	二、一七六〇〇〇
		1	戸籍住民登録費	本籍人口	一人につき	一三七〇〇〇
		2	その他の諸費	世帯数	一人につき	五八〇〇〇〇
		3	災害復旧費	人口	千円につき	二五三〇〇〇
		4	特定債償還費	面積	千円につき	一、一二〇〇〇〇
		5	辺地対策事業費	災害復旧事業費の財源に充てた地方債の元利償還金	千円につき	一平方キロメートルにつき
		6	災害復旧費	公共事業費等に充てられたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	三五一、〇〇〇〇〇
		7	特定債償還費	辺地対策事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	九五〇〇〇〇〇
		8	災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	二五〇〇〇〇〇
		9	辺地対策事業費	災害復旧事業費の財源に充てたため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	五七〇〇〇〇〇

第六条 各都道府県又は市町村若しくは特別区に對して交付すべき第一種特例交付金の額又は第二種特例交付金の額を算定する場合において、千円未満の端数金額があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

第二種特例交付金の額が第三条第一項及び前項の規定によつて各都道府県又は市町村若しくは特別区について算定した額の合算額をこえる場合又は第二種特例交付金の額が第四条第二項及び前項の規定によつて各都道府県について算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、法第十五条に規定する特別交付税の額の算定の例により、各都道府県に對して交付するものとする。

第三条第一項の規定を適用する場合には、第一条第一項中「当該年度前三年度内の各年度に係るもの」とあるのは、「昭和三十八年度から昭和四十年度までの各年度に係るもの」とする。

第六条 各都道府県及び第三条第一項の規定によつて算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、法第八条、第九条及び第十七条の規定は、臨時地方特例交付税の額の算定及び交付に關する事務について準用する。この場合において、法第十七条中「市町村」とあるのは、「市町村及び特別区」と読み替えるものとする。

この法律に定めるもののほか、臨時地方特例交付金の交付に關し必要な事項は、自治省令で定める。

附 則

1 この法律は、昭和四十一年四月一日から施行する。

2 地方財政法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

3 後進地域の開発に關する公共事業に係る国負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第二百十二号)の一部を次のように改正する。

附則中第十二項を第十三項とし、第五項から第十一項までを一項ずつ繰り下げ、第四項の次に次の二項を加える。

5 昭和四十二年度において第二条第一項及び第三条第一項の規定を適用する場合には、第一条第一項中「当該年度前三年度内の各年度に係るもの」とあるのは、「昭和三十八年度から昭和四十年度までの各年度に係るもの」とする。

第六条 各都道府県及び第三条第一項の規定によつて算定した額の合算額をこえる場合には、当該超過額は、法第八条、第九条及び第十七条の規定は、臨時地方特例交付税の額の算定及び交付に關する事務について準用する。この場合において、法第十七条中「市町村」とあるのは、「市町村及び特別区」と読み替えるものとする。

この法律に定めるもののほか、臨時地方特例交付金の交付に關し必要な事項は、自治省令で定める。

附 則

○謹長(山口喜久一郎君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長岡崎英城君。

〔岡崎英城君登壇〕

〔報告書は本号末尾に掲載〕

○岡崎英城君 ただいま議題となりました二法案について、地方行政委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、地方交付税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を一・五%引き上げて三・九%とするとともに、基準税額の算定基礎の一部を改め、また、人口急減補正を設けることができるることとし、さらに、地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例を定めようとするものであります。

本案は、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案とともに三月十一日付託され、同二十五日兩法案について政府から一括して提案理由の説明を聴取した後、慎重な審査を行なったのであります。四月十四日、本案に対する質疑を終了しましたところ、自由民主党から、施行期日を「公布の日」に改める修正案とともに、地方交付税の率を三七%に引き上げる修正案が提出されました。

かくて、討論を省略して採決の結果、自由民主党提出の修正案は賛成多数をもつて可決、日本社会党提出の修正案は賛成少数をもつて否決、自由民主党提出の修正部分を除く政府原案は賛成多数をもつて可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

次に、昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案について申し上げます。

本案は、地方財政の健全な運営をはかるため、昭和四十一年度に限り、地方団体に対し臨時地方特例交付金四百十四億円を交付することとし、これに伴い同年度分の普通交付税の額の特例を設け、とともに、基準財政需要額の算定に用いる測定単位、補正方法及び単位費用等の特例を設けようとするものであります。

本件は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を一・五%引き上げて三・九%とするとともに、基準税額の算定基礎の一部を改め、また、人

口急減補正を設けることができるることとし、さらに、地方税の課税免除等に伴う基準財政収入額の算定方法の特例を定めようとするものであります。

四月十四日、本案に対する質疑を終了しましたところ、自由民主党から、施行期日を「公布の日」に改める修正案が提出されました。

かくて、討論を省略して採決の結果、自由民主党提出の修正案及び修正部分を除く政府原案は賛成多数をもつて可決、よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し、三党共同提案により、地方自主財源を充実強化すること、特別事業債に振りかえられた公共事業費等の地方負担分にかかる元利償還金を補てんすること、都市特に指定都市の財源を増強すること等を内容とする附帯決議を付することに決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参照〕

地方交付税法の一部を改正する法律案に対する修正案(委員会修正)

地方交付税法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案に対する修正案(委員会修正)

昭和四十一年度における地方財政の特別措置に関する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「昭和四十一年四月一日」を「公布の日」に改める。

第三条第一項の表中		第二十五級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	を
第二十五級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満		
第二十六級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満		
第二十七級	六〇、〇〇〇円	一一〇〇〇円	五八、〇〇〇円以上	六二、〇〇〇円未満		
第二十八級	六四、〇〇〇円	一一、一三〇円	六二、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満		
第二十九級	六八、〇〇〇円	一一、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満		
第三〇級	七二、〇〇〇円	一一、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満		
第三一級	七六、〇〇〇円	一一、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満		
第三二級	八〇、〇〇〇円	一二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満		
第三三級	八六、〇〇〇円	一二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満		
第三四級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満		
第三五級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満		
第三六級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上			

等の一部を改正する法律案を議題といたします。

○議長(山口喜久一郎君) 両案を一括して採決いたします。

両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(山口喜久一郎君) 起立多數。よって、両案とも委員長報告のとおり決しました。

右

内閣総理大臣 佐藤 栄作

国会に提出する。

昭和四十一年十二月二十八日

健保法等の一部を改正する法律案

第一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

(健康保険法の一部改正)

第二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第二十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第三十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第四十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第五十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第六十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第七十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第八十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第九十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十一条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十二条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十三条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十四条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十五条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十六条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十七条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十八条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百十九条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十条 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十一 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十二 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十三 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十四 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十五 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十六 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十七 健庫保険法(大正十二年法律第七十号)の一部を次のように改正する。

第一百二十八 健

二項を削る。

(船員保険法の一部改正)

第二条 船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項の表中「第二五級」

七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円未満
八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上
九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円未満
九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上
一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満	
一〇一、〇〇〇円以上		

に改める。

第三〇級

七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上
八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上
九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円未満
九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上
一〇四、〇〇〇円	一〇一、〇〇〇円未満	
一〇一、〇〇〇円以上		

第四十一条第一項第一号中「最終標準報酬月額

乗ジテ得タル金額」を「左ニ掲タル額ヲ合算シタル金額」に改め、同号に次のように加える。

イ 最終標準報酬月額ノ五月分(職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条ノ二中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スペキ災害補償ノ額」に改め、同号に次のように加える。

別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額

口 三万円ト平均標準報酬月額ノ百分ノ百二十ニ相当スル額トヲ合算シタル額に廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一下欄ニ定ムル率ヲ乘ジテ得タル額

第四十一条ノ二第一項中「三級」を「五級」に改める。

第四十二条第一項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スペキ災害補償ノ額」に改め、同号に次の二項を加える。

イ 最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

口 七千五百円
スル額

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ三十二相当

三 前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲タル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五月分(職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ六十二相当スル額

四 第六十条第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百三分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百八十三分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ百三十」に改める。

別表第一を次のように改める。

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

九十二に改める。

第六十条第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百三分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百八十三分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ百三十」に改める。

三 前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトキハ左ニ掲タル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五月分(職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及ニ因リ発シタル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ当該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ三十二相当スル額

四 第六十条第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百三分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百八十三分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ五十九・五」を「百九十二分ノ百三十」に改める。

別表第一を次のように改める。

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率
一 級	八・〇月	一・二五
二 級	七・〇	一・二〇
三 級	六・五	一・一〇
四 級	五・〇	一・〇〇
五 級	五・五	一・一〇
六 級	五・〇	一・〇〇
七 級	四・二	〇・七五

廃疾ノ程度	月 数	率

<tbl_r cells="3" ix="4" maxcspan="1" maxrspan="1" usedcols

みなすほか、第二条第一項の規定を準用する。

第二条第一項の規定は、前項の者につき厚生年金保険の被保険者期間を計算する場合に適用する。

者であつたことがある者の下に又は船員保険の高齢受給権者を加え、「前条第一項」を「第三条第一項」に改め、同条第二項中「前条第二項」を「第三条第二項」に改める。

第三条第一項(第一項の第二項)の下に「第一項の第二項」の下に又二項において準用する場合を含む。」の下に又は第三条の二第二項において準用する第二条第一項を加える。

第三条の二第一項」を加える。

後」を「達した月以後」に改める。

り計算した額

除外して船員保険法第三十五条第二号の規定により計算（二項）

三 厚生年金保険の被保険者であつた期間について厚生年金保険法第三十四条第一項第

険の被保険者であつた期間の一部が第三種

第四項本文の規定により計算した額)

2 前項の場合において、船員保険の被保険者

健康保険法等の一部を改正する法律案

であつた期間とみなされる厚生年金保険の被保険者であつた期間の全部又は一部が厚生年金保険法第百六条に規定する厚生年金基金（以下「基金」という。）の加入員であつた期間は、であるときは、当該加入員であつた期間は、同項第三号に掲げる額の計算の基礎としない。ただし、同法第四十四条の二第二項に規定する期間については、この限りでない。

第十二条に次の一項を加える。

3 厚生年金保険法第四十四条の二第三項及び第四項の規定は、第一項の老齢年金について準用する。この場合において、これらの規定中「第一項」とあるのは、「厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第二項本文」と読み替えるものとする。

第十三条の二第一項中「第二条第一項」の下に「又は第三条の二第一項」を加え、同条中「第十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を、「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える。

第十四条ただし書中「但し」、「を」を「ただし」、六十五歳に達した日以後において船員保険の被保険者の資格を取得したとき、又は「に改める。

第十五条第一項ただし書を次のよろに改める。

第十五条第二項及び第三項を削る。

第十六条の見出しを「船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金厚生年金保険の被保険者の資格を取得したときは、この限りでない。

の取扱い」に改め、同条に次のただし書きを加える。

ただし、受給権者が六十五歳以上であるときは、老齢年金の額（加給金に相当する金額を除く。）の百分の二十に相当する部分に限る。

2
船員保険法第三十四条第一項第二号に該当する者に支給する老齢年金の受給権は、受給権者が厚生年金保険法による老齢年金の受給権を喪失したときは、消滅する。

〔第四十一条第一項第一号から第二号まで〕を
「第十七条第一項中「第四十二条第一項各号」を
は、前項の場合に準用する。

第十八条の見出し中「任意継続被保険者であつたことがある者」の下に「又は高齢受給権者」を加え、同条に次の二項を加える。

被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者には、船員保険法による老齢年金は、支給しない。同法第三二条第一項第二号に規定する期間

保険法による老齢年金は、支給しない。同法第三十四条第一項第二号に規定する期間を満たしていることにより支給する老齢年金についても、同様とする。

第一項の下に「若しくは第三条の一第一項」を

第一項第一号から第三号まで「に改める。

支給」を「当該通算老齢年金（その受給権者が六

十五歳以上であるときは、その額の百分の二十一に相当する部分に限る。)の支給」に、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条第二項中「通算老齢年金の支給が」を「船員保険法による通算老齢年金がその全額につき支給を」に改める。

第二十条第一項中「第四十六条」を「第四十六条第二項」に改め、「第四十三条第一項」の下に「又は第四十四条ノ三第一項」を加え、「左の区別によつて」を「その者の選択により」に改め、「同法第三十四条第一項第二号」の規定による老齢年金及び「を削り、「第三十八条」を「第三十九条第一項」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改め、同項を同条第三項とする。

第二十二条中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十三条第一項に後段として次のように加える。

第三条の二第一項の規定により船員保険の被保険者であつた期間が厚生年金保険の被保険者であつた期間とみなされる者が死亡したときも、同様とする。

第二十三条第三項中「第三十九条」を「第三十九条第一項」に改める。

第二十四条中「第五十九条」の下に「第五十九条の二」を加え、「第六十五条」を「第六十六条规定」に改める。

九条第一項に改める。

第二十六条を次のように改める。

(遺族年金の額の特例)

第二十六条 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた

期間が船員保険の被保険者であつた場合において、その者が死亡前に船員保険法第三十四条第一項第一号に規定する期間を満たしていいたときは、そ

者の者の遺族に支給する船員保険法による遺族年金の額は、同法第五十条ノ二第一項第一号の規定にかかわらず、第十二条第一項の例により計算した額の二分の一に相当する額(そ

の額が六万円に満たないときは、六万円)とする。

2 前項の規定により年金の額を比較する場合においては、厚生年金保険法による遺族年金については、同法第六十条第一項及び第二項の規定により算定した額によるものとし、船員保険法による遺族年金については、同法第五十条ノ三の規定により加給すべき金額を計算した額によるものとする。

第二十八条中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第二十九条第一項中「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改める。

第三十一条中「船員保険法による老齢年金」の下に「同法第三十八条第一項の規定によりその

細の一部につき支給を停止されている老齢年金を除く。」を加え、「百分の二十」を「百分の二十五」に改める。

第三十二条中「第二条第一項」の下に「若しくは第三条の二第一項」を加え、「第四十二条第一項各号」を「第四十二条第一項第一号から第三号まで」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(基金又は厚生年金基金運営会が支給する年金たる給付の基準等)

第三十三条 第三条第一項又は第四条第一項の規定により厚生年金保険の被保険者であつた期間が船員保険の被保険者であつた場合においては、同法第五十条ノ二、第二十六条及び第三十一条の規定並びに附則第十六条及び附則第十七条の規定は、昭和四十年五月一日から、その他の新交渉用について、同法による老齢年金とみなされる者であつて、基金の加入員又は加入員であつたものに対する船員保険法による老齢年金は、厚生年金保険法第九章の規定の適用については、同法による老齢年金とみなされることは、同年六月一日から適用する。

(健康保険法の一部改正に伴う経過措置)

第一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第一条及び第二条の規定並びに附則第二条から附則第十条まで及び附則別表の規定 昭和四十一年二月一日

二 第三条中厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第二項の改正規定、同法第十二条に一項を加える改正規定、同法第十三条の二中「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を加える改正規定及び「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える改正規定並びに同法第三十二条の次に一条を加える改正規

定 厚生年金保険法の一部を改正する法律

(昭和四十年法律第百四号)附則第一条に規定する政令で定める日

三 第三条中前号に掲げる改正規定以外の改正規定及び附則第十一条から附則第十七条まで

の規定 この法律の公布の日

2 第三条中前項第三号に掲げる改正規定による改正後の厚生年金保険及び船員保険交渉法(以下「新交渉法」という。)第十二条第一項、第十三条の二、第二十六条及び第三十一条の規定並びに附則第十二条から附則第十五条までの規定は、昭和四十年五月一日から、その他の新交渉法の規定並びに附則第十六条及び附則第十七条の規定は、同年六月一日から適用する。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和四十一年二月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち同年一月の標準報酬月額が七万六千円(報酬月額が七万八千円未満である者を除く。)である者については、同年二月からその標準報酬を改定する。

第五条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法による職務上の事由による障害年金を受ける権利を有する者に支給する当該障害年金について、その額を、従前の額と同法別表第四上欄に規定する履疾の程度に応じ附則別表中欄に規定する金額とを合算した額として、その額(加給金の額を除く。)が同表下欄に規定する金額に満たないときは、これを同表下欄に規定する金額とする。

第六条 前条に規定する障害年金について昭和四十一年二月一日以後船員保険法の規定によりその額を改定する場合におけるその額の算定に関しては、第二条の規定による改正後の同法第四十二条第一項第一号中「左ニ掲タル額ヲ合算シタル金額(十五年以上被保険者タリシ者ニ限シテハ十五年以上一年ヲ増ス毎ニ其ノ一年ニ対シ平均標準報酬月額ノ六日分ニ相当スル金額ヲ加ヘタル額トス)」とあるのは、「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月

後の健康保険法による標準報酬の基礎となる報酬月額とみなす。

第三条 昭和四十一年一月以前の月に係る健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

昭和四十一年四月十五日 衆議院会議録第四十一号 健康保険法等の一部を改正する法律案
数ヲ乗シテ得タル額ト廃疾ノ程度ニ応ジ健康保
金にあつては、六万円)とする。

数ヲ乗ジテ得タル額ト廢疾ノ程度ニ応ジ健康保
険法等の一部を改正する法律（昭和 年法律

金にあつては、六万円）とする

金にあつては、六万円とする。

員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金の内扱とみなす。

五月一日においてまだ支給していないものにつ

五月一日においてまだ支給していないものにつ
いては、なお従前の例による。

第(号)附則別表中欄ニ定ムル金額トヲ合算シタル金額(十五年以上被保險者タリシ者ニ
関シテハ十五年以上一年ヲ増ス每ニ其ノ一年ニ
對シ平均標準報酬日額ノ六日分ニ相当スル額ヲ
加ヘタル金額トシ其ノ額同表下欄ニ定ムル金額
ニ満タザルトキハ同表下欄ニ定ムル金額トス)」
とする。

害年金及び同法第五十条第二号又は第三号に該当したことによる遺族年金のうち、昭和四十一年一月以前の月に係る分であつて、同年二月一日においてまだ支給していないものについては、なお従前の例による。

第十二条 昭和四十年五月一日において現に船員
保険法による老齢年金の受給権を有する者に支
給する老齢年金のうち、その額が第三条の規定
による改正前の厚生年金保険及び船員保険交渉
法(以下「旧交渉法」という。)第十二条の規定に
より計算された老齢年金については、その額
(加給金の額を除く。)を新交渉法第十二条第一
項の規定により計算した額とする。

第十六条 厚生年金保険法附則第二十八条の二の規定による特例老齢年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)附則第十七条の規定による特例老齢年金は、新交渉法第十九条の二及び第十九条の三の規定の適用については、それぞれ厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金とみなす。

船員保険法別表第四上欄に規定する廢疾の程度四級又は五級に該当する者に支給する障害年金について、第二条の規定による改正後の同法第四十一条ノ二第一項の規定による加給は、昭和四十一年二月分から行なう。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正
に伴う経過措置)

第十三條 昭和四十年五月一日において現に船員
保険法による遺族年金の受給権を有する者に支
給する遺族年金のうち、次の各号に掲げるものの
については、それぞれその額（加給金の額を除
く。）を当該各号に規定する額とする。

第八条 昭和四十二年二月一日において現に船員受ける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と一万二百円とを合算した額とし、その額（加算金の額を除く。）が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

以上であるものが船員保険の被保険者となつた後に死亡した場合において、その者の遺族に船員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第三条の二の規定が適用されることによりその者の遺族に新たに支給されることとなる厚生年金保険法第五十八条第一号の規定

その額が旧交渉法第十二条の規定により計算された老齢年金の額の二分の一に相当する遺族年金 新交渉法第二十六条第一項の規定により計算した額の二分の一に相当する額(その額が六万円に満たないときは、六万円)。 その額が旧交渉法第二十六条の規定により計算された遺族年金 船員保険法第五十条ノ

昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受けれる権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と二万四百円とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が六万五千四百円（第二条の規定による改正前）の同法第五十条ノ二第一項第三号かつこ書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円）に満たないときは、これを六万五千四百円

昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日
の前日までの間ににおいて、船員保険法による老
齢年金の受給権者であつて六十五歳以上である
ものが厚生年金保険の被保険者となつた後に死
亡した場合において、その遺族に厚生年金保険
法第五十八条第一号の規定による遺族年金が支
払われたときは、その支払われた遺族年金は、
新交渉法第四条の規定が適用されることにより
その者の遺族に新たに支給されることとなる船

二第一項第一号の規定により計算した額（その額が六万円に満たないときは、六万円）による計算した額とする。

第十四条 昭和四十年五月一日において現に厚年年金保険法又は船員保険法による老齢年金の受給権を有する者に支給する旧交渉法第十三条の一の規定によつて計算された特別加給金については、その額を、新交渉法第十三条の二の規定によつて計算した額とする。

第十五条 前三条に規定する保険給付のうち、昭和四十年四月以前の月に係る分であつて、同年

附則別表

廢疾の程度	金額
一級	五万一千円
二級	五万一千円
三級	四万八百円
四級	四万八百円
五級	九万九千三百円
六級	九万四千八百円
七級	九万三百円
八級	七万五千六百円
九級	六万八千四百円
十級	三万六百円

ます、健康保険法の一部改正について申し上げます。

近年における健康保険財政は、多額の赤字が生じ、きわめて逼迫した事態となつておりますので、本案は、とりあえず応急対策として、標準報酬月額の最高額を現行の五万二千円から十万四千円に、また、保険料率を現行の千分の六十三から千分の七十に引き上げることであります。

次に、船員保険法の一部改正について申し上げ

かくて、四月十四日、質疑を打ち切り、行ないましたが、さらに自由民主党、日本共产党、民主社会党的三派共同による修正案が却されました。

討論を本社会提出され、は、
しては、は、
する部に、健
しては、
し、第三条のうち厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第二項の改正規定、同法第十二条第一項を加える改正規定、同法第十三条の二中に「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を、「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える改正規定及び同法第三十二条の次に一条を加える改正規定は、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)附則第一条に規定する政令で定める日から施行する。
附則第一条第二項中「第三条中前項第三号に掲

附則第二条中「昭和四十一年二月一日前」を「昭和四十一年四月一日前」に、「同年一月」を「同年三月」に、「同年二月から」を「同年四月から」に、「同年二月一日」を「同年四月一日」に、「同年二月における」を「同年四月における」に改める。

附則第三条中「昭和四十一年一月」を「昭和四十一年三月」に改める。

附則第四条中「昭和四十一年二月一日」を「昭和四十一年四月一日」に、「同年一月」を「同年三月」に、「同年二月」を「同年四月」に改める。

政府管掌健康保険及び船員保険の保険財政の推移にかんがみ、応急対策として標準報酬等級及び保険料率を改定するとともに、最近における社会経済情勢の変動にかんがみ、船員保険の職務上の事由による年金給付の内容を改善し、あわせて、厚生年金保険及び船員保険両制度間における高齢者に対する老齢年金の取扱い等に關し適切な調整措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

準報酬月額の最高額を現行の七万六千円から十万四千円に、また、疾病部門にかかる保険料率の一般給付分を現行の千分の五十一から千分の五十四に、災害補償分を現行の千分の四十から千分の四十六に、それぞれ引き上げることであります。

第二は、労働者災害補償保険法等にならい、職務上の障害年金及び遺族年金の額を引き上げるとともに、既決定の職務上の障害年金及び遺族年金の額についても、改正案の算定方式に準じ所要の引き上げ等を行なうことであります。

次に、厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正について申し上げます。

数をもつて修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、「政府管掌健康保険の国庫負担の定率化については、抜本対策の際検討すること。」との附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

改正規定以外の」に改め、「、第十三条の二」を削り、「附則第十二条から附則第十五条まで」を「附則第十四条から附則第十七条まで」に、「附則第十六条及び附則第十七条」を「附則第十八条及び附則第十九条」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

第一項の改正規定中「千分ノ七十」を「千分ノ六十五」に改める。

第一条のうち船員保険法別表第一の改正に関する部分中「別表第一」を「別表第一の表」に改める。

第二条のうち船員保険法別表第二の改正に関する部分中「別表第二」を「別表第二の表」に改める。

附則第一条第一項を次のように改める。

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三条のうち厚生年金保険及び船員保険交渉法第十二条第一項の改正規定、同法第十二条第一項を加える改正規定、同法第十三条の二中「第四十三条」の下に「及び第四十四条の二」を、「第四十六条の四」の下に「及び第四十六条の五」を加える改正規定及び同法第三十二条の次に一項を加える改正規定は、厚生年金保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百四号)附則第一条に規定する改正規定は、厚生年金保険法の一部を改正する政令で定める日から施行する。

附則第一条第二項中「第三条中前項第三号に掲

3 第二条の規定による改正後の船員保険法第四十一条第一項、第四十二条ノ一、第四十二条ノ二、第四十二条ノ三第三項及び第四項、第五十条ノ二、第五十条ノ八、第五十八条第一項、別表第一、別表第一ノ三、別表第二、別表第四及び別表第五の規定並びに附則第五条から附則第十一条まで及び附則別表の規定は、昭和四十一年二月一日から適用する。

附則第二条中「昭和四十一年二月一日前」を昭和四十一年四月一日前に、「同年一月」を同年三月に、「同年二月から」を「同年四月から」に、「同年二月一日」を「同年四月一日」に、「同年二月における」を「同年四月における」に改める。

附則第三条中「昭和四十一年一月」を「昭和四十一年三月」に改める。

附則第四条中「昭和四十一年二月一日」を「昭和四十一年四月一日」に、「同年一月」を「同年三月」に、「同年二月」を「同年四月」に改める。

附則中第十七条を第十九条とし、第十一条から第十六条までを順次二条ずつ繰り下げる。

附則第十条中「昭和四十一年一月」を「昭和四十一年三月」に改め、同条を附則第十二条とし、附則第九条を附則第十一条とし、附則第八条を附則第十条とし、附則第七条の次に次の二条を加える。

第十条とし、附則第七条の次に次の二条を加える。

第八条 昭和四十一年一月からこの法律の公布の前日までの間に、第二条の規定による改正前の船員保険法の規定により職務上の事由による障害手当金を受ける権利を取得した者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき同条の規定による改正後の同法の規定により職務上の事由による障害年金を受ける権利を取得したときは、その者は、当該障害手当金を受ける権利を取得しなかつたものとみなす。

官報(号外)

第九条 昭和四十一年二月一日からこの法律の公布の日の前日までの間ににおいて第二条の規定による改正前の船員保険法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当しなくなつた者であつて、その該当しなくなつた際同条の規定による改正後の同法別表第四上欄に定める程度の廃疾の状態に該当するものに対しては、同条の規定による改正前の同法第四十二条の規定にかかる、同法同条の規定による一時金は、支給しない。

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(山口喜久一郎君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

アジア開発銀行を設立する協定の締結について

て承認を求める件の趣旨説明

○議長(山口喜久一郎君) アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。外務大臣椎名悦三郎君。

〔國務大臣椎名悦三郎君登壇〕

○國務大臣(椎名悦三郎君) アジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件につきまして、趣旨を御説明いたします。

アジア地域の経済開発を促進するために金融機関を設立すべきであるとの要望が、一九六三年十二月に開催されたエカフニ諸国開発会議において、アシア開発銀行設立計画という形で具体化され以来、協定案の作成について交渉が続けられてまいりましたところ、昨年十二月二日から十二月四日までマニラで開催された全権会議において、同協定案が採択され、その署名開放の期限たる本年一月三十一日までに、わが国を含む三十一カ国が同協定に署名しております。

この協定は、アシア及び極東の地域における経済成長及び経済協力を助長し、同地域内の低開発諸国の経済開発の促進に寄与するため、アシア開発銀行を設立することを目的とするものであつて、

ともに、銀行の諸業務の詳細、總裁、總務会及び理事会等からなる銀行の組織及び機能、銀行及び

その職員等に対する特權、免除等について規定しております。

この協定は、また、少なくともエカフニ域内十カ国を含み、かつ、授權資本の六五%以上を代表する十五の署名国が、批准書または受諾書を

国際連合事務総長に寄託したときに効力を生ずることとなつております。受諾書または批准書の寄託期限は本年九月三十日以前となつております。

アジアに位置し、かつ、エカフニ域内各國と緊密な協力関係にあるわが国といたしましては、この銀行の活動を通じて、アシア地域における経済協力を貢献し、もつてアシア諸国とのきずなをより強固なものにしていく必要があるとの見地に立ち、政府は、銀行に二億ドルを出資することを予定するとともに、この協定の採択のための全権会議の最終日である昨年十二月四日に、他の多数の諸国とともにこの協定に署名した次第であり、早急にこの協定を受諾することがきわめて望ましいと考えております。

以上がアジア開発銀行を設立する協定の締結について承認を求める件の趣旨でござります。(拍手)

戦後初めてわが国が提唱して、先般東京において開催せられました東南アジア開発会議においても、政府は、国民所得の1%の援助を主として東南アジアの諸国に振り向けようとした約束せられたのであります。これがさしつけ国内的に増税や物価引き上げと同じ経済要因となるかどうかという問題は別として、私がお尋ねいたしたいのは、低開発諸国に対する経済援助の理念をどこに置いておられるかということあります。

第二次大戦後、植民地支配から脱して政治的独立を達成したアジア・アフリカ・ラテンアメリカの諸国は、先進資本主義諸国に対しても、経済的にも独立を要求して、開発や援助よりも、その経済成長を高め、工業化を進めるための貿易環境の改善を強く要求していることは、政府も御承知のことろであります。その援助は、實際には被援助

○西村闇一君 私は、ただいま趣旨説明のあります

して、アジア開発銀行協定につき、日本社会党を代表し、総理並びに閣僚各大臣に、以下若干の質問を行なおうとするものであります。(拍手)

まず第一は、わが国外交の基本方針についてであります。

歴代の自由民主党政府は、わが国の外交方針として、国連中心主義、自由主義諸国との協調、アジア外交の推進の三原則を外交の基調とする旨しばしば述べてこられました。佐藤内閣もこの方針を踏襲しておられることには変わりありませんが、私の疑問いたしますところは、今日の大國中心主義の不完全な国連の問題はさておき、自由主義諸国との協調とアジアの一国としての立場の堅持とは相矛盾するものを持つていいのかということになります。

戦後初めてわが国が提唱して、先般東京において開催せられました東南アジア開発会議においても、政府は、国民所得の1%の援助を主として東南アジアの諸国に振り向けようとした約束せられたのであります。これがさしつけ国内的に増税や物価引き上げと同じ経済要因となるかどうかといふ問題は別として、私がお尋ねいたしたいのは、低開発諸国に対する経済援助の理念をどこに置いておられるかということあります。

第二次大戦後、植民地支配から脱して政治的独立を達成したアジア・アフリカ・ラテンアメリカの諸国は、先進資本主義諸国に対しても、経済的にも独立を要求して、開発や援助よりも、その経済成長を高め、工業化を進めるための貿易環境の改善を強く要求していることは、政府も御承知のことろであります。その援助は、實際には被援助

○議長(山口喜久一郎君) 採決いたします。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(山口喜久一郎君) 大だいまの趣旨の説明に対する質疑

○議長(山口喜久一郎君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。

〔西村闇一君登壇〕

〔議長退席、副議長着席〕

国の従属化に役立たせるかのよろなものであつてはならないことは申しません。わが国は、アジアの一員として、アジア人とともに考え、アジア人とともに行動することによって、西歐先進諸国にインパクトを加える役割を持つていると思うが、総理のお考はいかがでございましょうか。

政府の最近の外交政策を見ますと、口にアジアの一員としての立場を堅持すると言ひながら、実際には自由主義諸国との協調、もつとはつきり言ひ、いまアジアにおいて失敗に失敗を重ねて、いるアメリカの外交政策に追従しているようないい象を強く受けるのであります。追従するだけではなしに、アメリカの失敗のしりぬぐいをしようとするのが佐藤内閣のアジア外交の本質であります。

昨年十一月二十三日、第二十回国連総会本会議において表決を聞いた中国代表権問題を例にとつてみましても、アジア諸国で重要事項指定方式に賛成した国は、日本、ラオス、マレーシア、フィリピン、タイ、トルコ、ヨルダン、レバノンの八カ国に対し、反対した国は、アフガニスタン、カンボジア、ビルマ、セイロン、インド、ネパール、ペキスタン、シンガポール、イラク、シリア、イエーメン、モンゴルの十二カ国を数え、六年の第十六回総会のときの十対十に比べ、八対十二と反対の意思表示をした國のほうが多くなっています。したがって、わが国が真にアジアの一員としての立場を貫こうとするならば、当然アジア諸国の大勢にくみして反対票を投するが、さもなくば、せめて棄権して、共同提案の立場をとるべきではなかつたと思いますが、

いかがでございましょうか。

すでに今日においては、アジアの諸問題ばかりでなく、世界的に重要な多くの事項が、中華人民共和国の参加なしには何ら効果のある解決策が見出されることはもや常識となつてゐるのに、

また、アメリカにおいてさえも、ダレス氏の中国封じ込め政策はいまや重荷になつてきつある情勢であるにかかわらず、政府はいつまでこの現実に目をおおおうとするのかございましょうか。

ことと自体、アジア諸国のが国に対する不信感を増す結果となつてゐることをおそれるがゆえに、政府のアジア外交の基本的態度について、この際明確にお聞きしておきたいのであります。

特に、最近のベトナム情勢について見ましても、政府は、アメリカのベトナムにおける軍事行動を肯定し、ライシャワー大使でさえも戸惑うくらい

アメリカの肩を持つておられるのであります。いまや、南ベトナムのユエやダナンやサイゴンにおいて民衆の不平不満は爆発し、反政府運動は反米運動に転化しつつあります。一時小康を得たかのように見えますが、二重内戦の危機は深まりつつあります。私は、昨年一月南北ベトナムを訪れましたとき、サイゴンのある影響力のある代表的知識人の一人から、「大きな声では言えないが、戦争はもう一日もこめんだ、共産主義はきらいだけれども、ホー・チ・ミンはわれらの英雄である」というようなことを聞かされました。今日、ジョンソン大統領が十億ドルの札束を奥先に突きつけて開発と援助をしようと言つても、一部の腐敗した軍人や政治家は歓迎するかもしませんが、民衆の心をつかんでいない援助はどういう結果を生むかということは、今日のベトナムの現状

が如実に示していると思いますが、以上の見地か

ら、これら經濟援助のあり方について、総理、外務、通産の各大臣の御見解を承りたい。

第二番目にお伺いたしたいことは、アジア開

この際、このことについて大蔵大臣の所信を伺つておきたいのであります。

現在、アジアの地域、特にベトナムにおいて最も貧しいアジアの諸国で、特にベトナムにおいて戦争をやめることをしないで、はたして經濟的發展が望まれるとお考えでございましょうか。

まず戦争をやめて、それから經濟開発にかかるべきではないでしょうか。たとえどのような經濟援

助が行なわれましても、現在の状態では、それが直接間接軍事目的に使用される場合があり得ると思います。道路、港湾施設その他純粹な產業開發のもののみとは言えません。また、アジアにはベトナムを含めて幾つかの紛争があります。その当事

国の一方だけを援助することは、それが經濟目的であれ、医療目的であれ、教育目的であれ、受け入れる国と受け入れない国との対立を引き立て、

戦争や紛争を鎮静するより激化させ、さらに、援助供与国まで紛争に巻き込む危険があり、東南アジア全般の安定を考えることができなくなつてく

ると思ひます。道路、港湾施設その他の純粹な産業開発のもののみとは言えません。また、アジアにはベトナムを含めて幾つかの紛争があります。その当事

国の一方だけを援助することは、それが經濟目的であれ、医療目的であれ、教育目的であれ、受け

入れる国と受け入れない国との対立を引き立て、

第三番目に、さきにもちよつと触れましたが、

昨年四月七日、ジョンソン大統領がボルチモア市

のジョンズホプキンズ大学における演説において

発表した、東南アジア開発のために十億ドルを出

資する用意がある旨のいわゆるジョンソン構想と

このアジア開発との関連についてお伺いをしたい

のです。

ジョンソン構想は、ベトナム戦争の処理について、軍事行動だけでは東南アジアの政治的安定、

(外)号 報官

また平和を確保することができないという考え方から出発をし、その手始めとして、特別委員会をつくり、その委員長に前世界銀行総裁ブラック氏を任命したことあります。アシア開発銀行協定は、このジョンソン演説をきっかけとしたかのように、急速にまとまり、あたかもジョンソン構想が肩がわりしてアシア開発銀行となつて発足するのではないか、また、ジョンソン構想はマーシャル・プランのアジア版といわれ、一部の国から疑惑の目をもつて見られていますから、この際、ジョンソン構想がどのような形態、組織をもつて活動しているか、また、そのアシア開発銀行との関連性について、外務大臣並びに良心的知米派といわれている三木通産大臣にお伺いいたします。

第四番目に、東南アジア開発開発会議とアシア開発銀行との関係についてお伺いいたします。

共同コミュニケに、東南アジア諸国はそれぞれの政治的立場の違いを越えて経済開発で協力できるとの字句を繰り込もうとしたが、フィリピン、南ベトナム、タイなど反共色の強い諸国代表が強硬に反対したために、以上の字句が案文から削られたとのことであります。その間の事情並びにこれに対する政府の所信、及び韓国が開催を希望しているアジア外相会議はアジア反共会議となる公算が大きいと思われますが、政府はこれに出席するかどうかまた、アシア開発銀行と東南アジア開発開発会議との関係について、総理、外務、大蔵各大臣にお伺いをいたします。

最後に、第五番目にお伺いいたしたいのは、政府はアジア開発銀行の本店は当然東京に来るものと

から出発をし、その手始めとして、特別委員会をつくり、その委員長に前世界銀行総裁ブラック氏を任命したことあります。アシア開発銀行協定は、このジョンソン演説をきっかけとしたかのように、急速にまとまり、あたかもジョンソン構想が肩がわりしてアシア開発銀行となつて発足するのではないか、また、ジョンソン構想はマーシャル・プランのアジア版といわれ、一部の国から疑惑の目をもつて見られていますから、この際、ジョンソン構想がどのような形態、組織をもつて活動しているか、また、そのアシア開発銀行との関連性について、外務大臣並びに良心的知米派といわれている三木通産大臣にお伺いいたします。

して諸般の準備を進めておられたと伺つております。ところが、昨年十一月二十九日からマニラで開かれたエカフェの経済協力閣僚会議の最終日の十二月一日、二度にわたる決選投票の結果、僅差でマニラ説がきました。会場を出る藤山首席代表の顔は青ざめ、がっくりした表情は隠せなかつたと、当時の新聞は報じておりました。

私は、ここで、アジ銀の本店がどこになるかとくつらつよくあることがあるのでないでしょか。

私は、日本の外交官は、世界どの国の外交官と比べても、決して遜色があるとは思いません。東南アジア諸国は公館で働く外交官の中には、人知らず苦労をしておられる方がいることも知っています。しかし、今度のアジ銀東京説に失敗したことは、現地外交官の責任だけを追及するのではなく、何か日本のアジア外交の面で反省しなければならない点があるのではないかでしょうか。

それは、日本の間違った大国主義に対する後遺症の反発のあらわれではなかつたでしょうか。これはまた、アジアの心をつかむアジア外交といふ点で従来少しく欠くるところがあつたことに對する頂門の一針ではなかつたでしょうか。あえて總理並びに外務大臣の見解をただしまして、私の質問を終ります。(拍手)

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 西村君にお答えいたします。

アジアの國の心をしつかりとつかむつかまないかということは、言うまでもなく、第一線にあって絶えず接觸を保つてゐる在外公館であり、個々の外交官でございます。ところが、アジア諸国に派遣せられる外交官の中には、米国、英國等先進国に派遣される者に比し、何か一種の卑屈感を持つてゐる者があるのではないか。したがつて、アジアの諸国に行きたがらない傾向があるといふことを聞いております。また、相手の面前では口に出しませんが、心の底では、われわれは世界の先進国、おまえたちは違うのだといった優越感がひそんでいて、ちょっとしたはずみにそれ

がちらつくようなことがあるのではないでしょか。

私は、日本の外交官は、世界どの国の外交官と比べても、決して遜色があるとは思いません。東南アジア諸国は公館で働く外交官の中には、人知らず苦労をしておられる方がいることも知っています。しかし、今度のアジ銀東京説に失敗したことは、現地外交官の責任だけを追及するのではなく、何か日本のアジア外交の面で反省しなければならない点があるのではないかでしょうか。

それは、日本の間違った大国主義に対する後遺症の反発のあらわれではなかつたでしょうか。これはまた、アジアの心をつかむアジア外交といふ点で従来少しく欠くるところがあつたことに對する頂門の一針ではなかつたでしょうか。あえて總理並びに外務大臣の見解をただしまして、私の質問を終ります。(拍手)

【内閣総理大臣佐藤榮作君登壇】

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 西村君にお答えいたします。

國連中心主義、あるいは自由主義諸国との親交を重ね、同時にアジアにある国としての外交と、こういう三つの柱をいままで言つて來たがといふことですが、私もこの三つの柱で外交を進めていくつもりであります。

私が申し上げるまでもなく、アジアにはそれぞれの国がそれぞれの立場において政治を行なつておられますし、また、これがイデオロギーの相違であります。また、ときに、富める国、貧しき國、いわゆる開発途上にある国もあるわけであります。そういう意味で、種々の国が存在しておりますが、その中において、平和を守り、安定を希

望し、繁栄を願う、どうしたらいいか。これは、わが國の場合におきましては、しばしば申し上げておりますように、日本はこういう国々と仲よくしていく。それには、みずからが自由を守り、平和に徳する、そのことが大事なんだ。そうしてすべての国と仲よくしていく。特定の国を敵視するといふようなことをしない。その意味において、どうかお互いに独立を尊重し、内政に干渉されないと、こういうことを願つて、そらしてわが國の外交を推進しておるわけであります。

私は、今回開かれましたアジア開発開発会議などは、その意味におきまして、相互の理解を深め、ただいま申し上げるようなその立場について十分理解し、お互いの主張等についても十分これを了解することができた、かようになりますので、今後の協力の体制、その基盤ができたように感ずるのであります。私は、こういうような事柄が積み重ねられて、そしてアジアの安定と繁栄への道をたどることができる、かようになります。

ただいま、中共の國連加入の問題につきまして日本との立場は、どうも解せないといふお話をありました。しかし、私がしばしば申し上げておられますように、中共の國連加盟、これは隣国でありますだけに重要な問題であります。ことに、国民党と条約を締結し、その間におきまして國際的な権利義務を持つ、そういう立場にあつて、中國代表権、そういうこともから國連の加盟問題でありますだけに、これが慎重であるのは、これは当然といわなければならないと思ひます。私は、この機会に重ねて申しますが、わが国は特定の国を敵視する、こういうようなことは絶対にし

ないのだ。この点の誤解のないように願つておきます。

また、アジア開発銀行、この問題につきましていろいろお話をありましたが、後ほど外務大臣からお答えをさせたいと思います。

たたかずこの機会に、一言述べてみたいのは、ベトナム問題でござります。ベトナム問題に対するアメリカの態度、これを日本は特別に支援している、かようなことを言われておりますが、私は、アメリカの態度に対して十分の理解を持ち、また、これに対しても了解しております。

しかしして「アヘン」が自らか
濟開発、そういう決意をする、そういう用意がある
るということも申しておりますよう、アメリカ
自身は、東南アジア諸国の安定と繁栄に多大の關
心を示しておるのであります。この國がいわゆる
北爆をするということ、そこらに矛盾があるので
はないか、また、日本がこの北爆を承認してお
る、そこに矛盾があるのでないか、こういう御
指摘だと思いますが、この点は、しばしば申し上
げましたように、アメリカ自身はこの安定と平和
を心から願つておりますが、南ベトナムにおける
いわゆる破壊活動、その行動は統けられておる。
しかも、これに対する北からの援助がある。こ
ういう点から、アメリカはやむを得ずして限的な
軍事行動をとつておる。このような状態を御了承
いただきたいと思います。

その他他の問題につきましては、所管大臣からお答えさせます。(拍手)

○國務大臣（椎名悅三郎君） 戦争地域に対する緊
急援助は、これはおっしゃるとおり、実際上の助

難民救済あるいは不足しておる医療援助、これは果をあげることは至難で」といいます。しかし、

一 そう必要なのではないか、こう考えております。ただ、一方に援助して片方にやらないといふのは手落ちではないかというお話をございました

うとしておるのでございまして、他方からの要請があれば、これは私どもは援助を実行するのにもあさかではございません。

それから、アジア開銀のマニラに決定した事情は、これは外務省がほんやりしておったのじゃなく、
（略）

観測といったましても、本店も日本、繪裁も日本、それじゃ少し欲はり過ぎるという考え方方がずっと関係国にびまんしておったようではございません。そういう誤解を生ぜしめることは、これまた腕の足らないところかもしませんが、今後十分に気をつけます。

開発園憲会議において、一切の政治的な意圖をもつて開催されたのです。これは会議開催までは、開催の趣旨といふものは、あくまで純經濟的にこれがやるのだ、政治的な意圖は毛頭ないのだといふことをP.R.する。また、だから宣伝ではなくて全くそのとおりにわれわれは考えて、その趣旨が徹底するよう極力宣伝をしてまいったのであります。

もう会議も終わつて共同宣言を出すということになると、こういう文句はむしろ要らないぢやない

か、もうこの二日間にわたって、事実において、一切の政治的意図を乗り越えて純粹に経済会議を

やつたのだ、最後になつて共同コミニケを出す場合に、この文句があるほうが、むしろ、かえって痛くない腹を探られるようなもので、こんなも

はもつともだというので、これを省いたわけあります。

それから、南ベトナム国内の紛争の事実に徴して、いろいろ御批判、御意見の提出がございまして、たが、対アジア経済協力の性格は、あくまで、政局内に因によるものではなくて、これらの国々を

榮させる、そして、ともどもに日本もその恩恵を分かち合ふ。こういう性格のものであるといふことは再三申し上げてあるとおりであります。その点はひとつ御了解を願いたいと思います。それから、韓国の提唱する外相会議、これは反共会議になるのではないかといふような御疑念を持つておられるようございましたが、われわれも、そういったような、意味のない、肩ひじを擦らしてただ揚言するといふような空疎な会議ではあつてはならぬ、そういう懸念を持つのであります。して、そういう意味において、来たるパンコクにおける準備会議には、あの現地の大天使に出席いたしまして、そして十分に、そういう空漠たる會議にならぬように意見も言わせる。どうしても参加するかどうかということをあらためて考えざるを得ない、こういう態度でござります。(拍手)

○國務大臣（藤山愛一郎君）マニラにおけるアシ
ア開発銀行の設立會議におきまして、日本に本店

誘致ができなかつたことはまことに遺憾でござりますが、その原因を要約してみますと、三つほ

どに言えると思います。

即した國の方が出るのが適當ではないかといふことを各國代表に申しましたけれども、しかし、やはり本店をとつたあと日本に總裁いかいくのじゃないかといふような心配がみなぎっておつたことは事実でござります。

ども今後考えなければなりませんが、会議の事前にすでに相当な取引が行なわれているということをございまして、たとえば、日本に投票するだらうと考えておりますので、タイの国のことでも、SEATOの本部をマニラに持つて、タイに持つていくか、タイとの間にきまりましたので、それではその取引としてフィリピンにアジア開銀の本店を持っていく、タイとの間には取引ができるようになりましたことは、タイの代表が私にはつきり申したことになります。たとえばペキスタンのことでも、回教徒の関係及び印パ紛争におけるイランの自分の国に対する援助の状況等から見て、イランが立候補している限り、自分の国はイランに投票せざるを得ないといい、こういう立場をはつきり明確にいたしたのですがございまして、これら等々の問題を通じまして、やはり事前に相当な準備が必要であることを痛

第三は、立候補いたしております都会でもつてこの種の会議を開きますことが、いかに困難であ

るかということを知ったわけでありまして、今後、立候補を相争う國の都會でこの種の會議を開かない、立候補していない國の都會で開くといふことが大事だと思います。われわれ、現地の新聞その他から、相当やはり不公正な論議を受けたのだと感じています。

これらを通じまして——たしかに、いかなる會議に出ましても、首席全權としては、それらの困難を乗り切つて日本誘致を達成しなければならないのでござりますが、私も最大の努力をいたしましたけれども、結果を得られないことについては、私自身、自責の念を持つておる次第でございます。

なお、アメリカが二億ドル出すから、相當にこの機関をアメリカが牛耳るのはないかといふよ

うな御質問の趣旨かと思います。しかし、条約によりましても、議決権につきましては、各國が基礎的に二割の平等の票を持ちまして、その上の八割は出資別で投票権を持つことになつております。したがいまして、原案によりますれば、城内国が六割、城外國が四割でございます。当時までの状況から申せば、城内国が六割六分くらいの出資を申し込んでおり、城外國は三割に達しない出資でございます。したがいまして、四割、六割となりましたときに、議決権の数から申せば、当然域内國の意思が通つてしまふわけでございます。

しかも、會議を通じまして、城内國の心持ちは、相當に城外國に対しまして自主独立の立場で活動をしようという気持ちが横溢いたしておつたのでございまして、たとえば、先ほども申しましたように、城内國の申し込みが六割以上に達したにかわらず、城外國の申し込みがまだ所定の数字に

達しない以上は、役員の選出を七、三で、域内七、域外三と規約になつておりますが、その出資が予定どおりになるまでは、役員は域外國からは二名にしほろうじゃないかといふことが、ほとん

ど全会の考え方でござります。そういう状況でござりますから、私は、アメリカが二億ドルを出資いたしましても、あの會議の席上を通じての域内國の意気込みから申しまして、それから、なむ十億ドルの開発銀行の資金では十分足りませんので、将来ヨーロッパ等において債券を募集することになろうと思います。それらのことを相関連して考えてみまして、アメリカが二億ドルの出資でもってこの中を完全に牛耳るということは考えられないことだと考えております。(拍手)

〔國務大臣福田赳天君登壇〕

○國務大臣(福田赳天君) 私に対する質問の第一点は、アメリカが二億ドル出す、アメリカ的にならんじやないか、そういう点であります。ただいま藤山長官からお答えがありましたとおりであります。私がつけ加えることはございません。

第二の点は、アジア開発銀行とアジア開発開発會議との関係いかん。こういうことでござります。

これが違つてある点もあるし、同じ点もある。違つてある点は、アジア開発銀行はエカフエの発想に基づくものであります。

これに反し、アジア開発開発會議のほうはわが

國の政府の発想、発想の主体が違うわけであります。それから地域が違うのです。アジア開発銀行は、アジア全體を対象とし、これに融資を行なわんとするものである。この間の閣僚會議のほうは、東南アジア諸國を相手にいたしておるわけであります。ただ、この二つの機関、これを通じま

してアジアの連帯が強化され、また同時に、その余恵がわが國にも反映してくるという点につきましては、これは同一の効果を持つ、こういうふうに考えます。

今日、世界では、ケネディラウンドに見られるがとく世界的な連帯化の傾向、こういうものもあります。また、EECや、EFTAや、あるいはコメコンに見られるような、地域的連帯を強化しようという傾向も見られる。そういう二つの潮流の間に處して、わが日本がアジアにおいてどう立ち場をとるべきか。やはり私は、世界的な規模における自由交流、連帯化の傾向に同調しないことかなければならぬと同時に、それと矛盾しないということを心しながら、同時に、アジア諸国との連帯を強化しなければならぬ。その方法は、いろいろな方法が出てくるということは、私は、これはむしろ歓迎すべきことじやないか、さように考へておる次第でございます。アジア開発銀行と、アジア開発開発會議は少しも矛盾するところはない、かように考えております。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇〕

○國務大臣(三木武夫君) 西村君の私に対する御質問は、アジア開銀がジョンソン構想の下請機関ではないか、どう思ひかという御質問であります。しかし、地域的連帯をつくるというのは世界的な傾向で、低開発國の開発を促進するためには金融機関が必要。ラテンアメリカにもアフリカにも

できるだけ、アジアにも數年前から、エカフエを中心として、アジアのイニシアチブで地域的な金融機関をつくらうではないかという動きがあります。それから地域が違うのです。アジア開銀は、ジョンソン構想はそれからずっとあとから出てきたのであります。

あつて、ジョンソン構想が出てきたのでアジア開銀ができたということは、そういうことではないということでございます。

第二点は、経済協力に対するどういタイプがあるかといふ御質問であります。これはやはり一つには資金、技術、貿易といふ面があるわけであります。

資金では、直接の借款あるいは合弁会社による現地で事業を興すという形の協力のしかたと、日本から技術を輸出して、それと資本が結ぶ場合が多いわけであります。日本が長期の延べ払いによって貿易を拡大していくという面、相当長期の延べ払いをアジアにやつておるわけであります。

もう一つ重要な問題は、第一次產品の輸入を促進するといふことでなければ、低開発國に対しての貿易は拡大しない。そのためには、どうしても、あるいは国際価格に比べて高い場合においても、補助金のような制度を活用して日本が輸入を促進するといふ一つの形、もう一つは、やはり現地で日本の必要な物資を開発して輸入すると、いわ開発輸入の形、今後低開発國に対する経済開発を促進するためには、第一次產品の輸入を促進するということについて、何かこれを促進できる仕組みといふものをいまやつております。(拍手)

○副議長(園田直君) これにて質疑は終了いたしました。

国民の祝日にに関する法律の一部を改正する法

律案(内閣提出)の趣旨説明

○副議長(園田直君) 内閣提出、国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案について、議院運営委員会の決定により、趣旨の説明を求めます。國務大臣安井謙君。

國朝一時之文

○国務大臣(安井謙吾) 田民の被旨に限する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。

国民の祝日に関する法律は昭和二十三年の第二回国会において制定されたものであります。当時の国会における審議の過程は、厚生省による

祝日の増加が予想されていたところであります。が、国民の間に現行の祝日のほかに幾つかの祝日をふさわしい日を加えたいという要望があり、国会におきましても、御承知のとおり、国民の祝日に關する法律の一部を改正する法律案が、昭和三十二年の第二十六回国会以降昭和三十九年の第十六回国会まで、議員提案として七回提出されましたが、継続審査として三回ありました。が、いざれも不成立となつたものであります。

政府といたしましては、このような事情にかんがみ、昨年は政府において、新たに国民の祝日を加えることとし、第四十八回国会に国民の祝日に因する法律の一部を改正する法律案を提案いたしましたのでありますが、国会会期終了により、これまた審査未了と相なりました。よって、ここに再びこの法律案を提案いたした次第であります。

以下、この法律案の概要につきまして御説明いたします。

この法律案におきましては、現行の国民の祝日に、新たに、建国記念の日（二月十一日）、敬老の日（九月十五日）及び体育の日（十月十日）を加えることといたしております。

月の第一土曜日が定められていることを尊重し、あわせて、成功をおさめました一昨年のオリンピック東京大会を記念し、その開会式の日を選んであります。(拍手)

す。 ても所要の規定の整備を行なうこととしておりま
る法律案の趣旨でござります。(拍手)

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法

○副議長(園田直君) ただいまの趣旨の説明に対する質疑として質疑の通告があります。順次これを許します。
す。辻寛一君。

〔迂寬一君登壇〕

○辻寛一君　自由民主党を代表いたしまして、なほだいま趣旨説明のありました国民の祝日に關する法律の一部改正案について御質問を申し上げます。

この法律案に盛られた三日の祝日のうち、敬老の日と体育の日についてもお尋ねをいたしたい点が若干ありますが、日本の純風美俗を忘れず、しかも近代的国家の祝日として追加するにふさわし

い意味においては、おそらくあえて国民の賛成を得るところかと思いますので、時間の関係上、この場合私は、質問の焦点を第一に上げられておる建国記念の日一本にします。

そもそも、建国記念の日を二月十一日に定めんとする案につきましては、ここ十数年間にしばしば各種の調査機関によつて世論調査が行なわ

昭和四十一年四月十五日 衆議院会議録第四十一号

国民の祝日にに関する法律の一節を改正する法律案に対する辯論一君の質疑

その安井國務大臣の趣旨説明

国民の祝日

九八十一

(拍手)かくて、古典に見える神話や伝承といふものは、祖先の信仰やものの考え方、ものの見方、つまり祖先的心理的、精神的事実を何らかの意味において写し出しているものであつて、眞実の歴史的現象とは、これをこそ申すべきであります。(拍手)日本書紀にしるされた神武天皇即位までのくだりは、それが史実でないとか、つくりごとであるとか、さらには、神武天皇の実在など怪しいものだとか、いろいろの議論が行なわれておるが、私は、むしろ、これこそわれわれの祖先たる古代日本人が心に描いた建国のイメージであると解すべきものであると考えます。(拍手)政府は、日本書紀に見える神武天皇即位の日を一休どのように戦紗されておるか、これをまず伺いたいのでござります。(拍手)

そこで、もしそれ、日本書紀の神武天皇紀を建國のイメージとして祖先の筆と思いに忠実ならんとすれば、それは二月十一日ではなく、そのまますなおに正月一日をとるか、あるいは、万象すべて新たならんとする一陽來復の日を意味するとして、立春の日あたりを建國の記念日にすることが妥当ではないかという意見もあります。あえて政府が二月十一日説を堅持するのは、いかなる見解と所信に基づくものであるかを明らかにされたいのであります。

説明の冒頭に、「建国をしのび」とあるが、一体、日本の建国の精神なるものをどのように解するかが問題です。史実にない、昔々大昔のことはこの際たな上げをいたしまして、はつきりした史実の上からますたどつてまいりましょう。古事

記、日本書紀のできたおよそ百年も前に、聖德太子が十七条の憲法を制定され、「和を以て貴しとするが為す」の大精神でこれを貫かれておることを疑う者はありますまい。当時、六、七世紀の世界の歴史は、ヨーロッパにおいてもアジアにおいても、類似争の年表に終始しておる中につて、すでに早くも平和宣言の行なわれた日本であることを、われわれは思い起こしたい。（拍手）これこそは、古代の先祖から受け継いだ日本人の血脈に本来この和の大精神が一貫して流れつておった証據でなくして何でありますまい。かるがゆえに、その昔建国の初めにあたつてからも語りしならんとする當時の祖先の折りと願いがこつて神武天皇紀所載のもろもろのことばとなつたものと解して、いささかもふしきはありますせん。すなわち、鋒刃の威をからずとか、言向けやわすとか、やいばに血塗らはず話し合いで平和のうちに事を処するという建国の精神が明らかにここにじみ出ておるのであります。八極一字とか、撃ちてしやまむということならばが卒然と引き抜かれて逆用されたことはまたことによろですが、本来は平和に徹した日本民族であることを、われわれは祖先の血の中から確認すべきであると存じます。（拍手）政府は、いかに建国をしのぶべしとなすか、お考えを承りたいのであります。

寄せられた参加各国のあの民族的熱情、日の丸と君が代に味わつたわれらの感激、さすが民族の絶典といわれるだけ、一瞬に燃えたきる民族的感覚の激しさ、美しさ、これこそ素朴な愛國心の発露にほかなりません。(拍手)ただし、いかに民族自然の情感といたしましても、これをいわゆる平生一片の心とするには、正しく積極的に導き育てる」とによつて、初めてその全きを得るものであると存じます。さればこそ、ソ連でも中共でも、憲法の中に祖国愛と祖国防衛とを国民の神聖なる義務として定めておるではありませんか。國体についていかんにかかわらず、政体の変遷を問はず、祖国愛の涵養は世界共通のまさに嚴肅なる事実であります。過去における行き過ぎた國家主義についてはわれわれの深く反省するところであります。民族としての誇りを失い、卑屈におちいり、自分の祖国を軽べつすることあまりにもはなはだしきものある現状は、まさに慨嘆にたえないのであります。(拍手)

危険千万であるといきまくのですが、これこそ、あつものにこりてなますを吹くたぐいの思い過ごしです。紀元節こそい迷惑だといわなければなりません。何をもつていうか。明治維新とともに封建制度から近代国家として立ち上がるんとする日本を囲んで、当時こそぞアジアにそれこそ帝国主義の魔手を伸ばしておった列強の虎視をなんたる中につけて、国民的自覚と民族的気魄を呼びさしまし、小国なりとも不屈の精神をたたき出す筋金の一本にこの紀元節が役立つたとすれば、まさにそのとおりでしょう。(拍手)大東亜戦争を憎むのあまり、日清、日露の両戦役をうらまるで日本の侵略戦争であつたことくみずから白眼視し、よく国難を克服して前進した祖先、先輩のとくとい足跡を非難し、しかもその進軍ラバが紀元節であつたことく論じ去らんとする人々がいまだあると絶たないのは、まことに悲しむべきことであります。(拍手)

紀元節七十余年の歴史は、悠久の紀元に比べれば決して長いとは言えませんが、国民の国を興す精神的支柱としてその果たした役割りは、後に至つて心ない人々によつて便乗的に逆用された点を率直に認むるも、その功罪は實つてなお光輝ある伝統であると私はかたく信じますが、これらの紀元節抹殺論に対し、政府の見解と所信を伺いたいのであります。

さらに一つ、教育に関連して私はお尋ねしたい。

戦時中のいわゆる皇国史觀が、ときに神がかかりになり、偏狭の愛国心をそそる結果になつたとすれば、戦後の社会科歴史は、これとは逆に、祖国喪失、国籍不明をそそる唯物史觀の歴史教育で

あつたと思います。戦後二十年、もういいかげんに本心に立ち返り、日本人みずから自分の国の正当な価値判断ぐらいはできるようになりたいものです。(拍手)それには、まず、祖国の歩み来たつた眞の姿を正しく把握する歴史教育が行なわれなければならぬ。伝承や神話をすべて追放して科学性を誇る戦後の歴史教育のひずみを正すべきであると思います。

そこで、建国記念の日を二月十一日としたら、一体学校ではどのようにこの日を説明なさるつもりであるか。反対論者の言うように、国のはじめがうそのはじめに相なつてはなりません。私は、伝承は伝承として、神話は神話として、率直に教えてこそ、眞の教育であると思います。これに対する具体的な取り扱い方針とともに、今後の日本の歴史教育はいかにあるべきか、文部大臣の御抱負を伺いたいと存じます。(拍手)

最後に、私は、意を押してお尋ねをしておきたい。

世上、往々にして、建国記念の日を設けるのは、ちょうど人間に誕生日あり、これを祝うがごとく、國に誕生日あり、これを祝うのは当然であると申しますが、いやしくも建国を記念する日は、そのような次元の低い、俗流的な考え方から発すべきではないと存じます。あここういう考え方を推し進めていけば、國がある限り、いつの昔か誕生したに違いないのだから、議論的的になりやすい二月十一日にこだわる必要はない、折り合はれるべきではないと存じます。

私は、あくまで、建国の大精神が未来永劫につながり、われわれ日本民族の血管

に本心に立ち返り、日本人みずから自分の国の正当な価値判断ぐらいはできるようになりたいものです。(拍手)それに、まず、祖国の歩み来たつた眞の姿を正しく把握する歴史教育が行なわれなければならぬ。伝承や神話をすべて追放して科学性を誇る戦後の歴史教育のひずみを正すべきであると思います。

ます。

政府もまた、この二月十一日こそ日本民族が建国を記念して祝う最適の日であつて、他にかえ得べき候補の日は断じてなしとの正しき理念と、ゆがざる信念と、しかして大いなる熱情をもつて、広く全国民に普及徹底せしむべく最善の努力をいたさるべきものであると存じます。(拍手)

【内閣総理大臣(佐藤榮作君登壇】
○内閣総理大臣(佐藤榮作君登壇)
辻君にお答えいたします。

私の質問を終わります。(拍手)
〔内閣総理大臣(佐藤榮作君登壇〕
辻君にお答えいたします。

します。

○内閣総理大臣(佐藤榮作君登壇)

します。

○内閣総理大臣(

歴史の真実性につきましていろいろなことが學問的にいわれておることは、私どもも十分承知しております。しかし、史実的あるいは考古学的に正しいということ、この何千年来の長い歴史を流れてきた日本書紀の精神、民族の素朴な気持ちといふものは、これはおのずから別であるべきものであらうと私どもは存じます。(拍手)

たとえば、御承知のように、この日本書紀の史実についてこれは正しくないのだ、事実に間違つておるのだという学説は多々ござります。明治時代でいえば、代表的なのが那珂博士のそれでございましょう。あの日本書紀は、六百年くらい引き伸ばされておる、こういう説を、譏諷説をもつて立証されております。しかしながら、那珂博士といえども、あの著書の末尾におきまして、それは學問的な分野における話であつて、日本民族の伝統として、公式の祝日、紀元節を自分は抹消しようとおられるのであります。また、昭和年代におきまして筆禍事件まで起つされました津田左右吉博士、同じく、この日本書紀の事実に反する部分を種々指摘されておりますが、その津田博士ですら、終戦後、日本で今まであった民族の三大節のうちで、元日は残つた、また、天長節は、名前は変わつたが、天皇誕生日といふ形で残つておることは、いかにもさびしいことで、これは民族として当然復帰をすべきものだ、(拍手)この歴史的事実に対してもはつきりとした反証をあげられておる有識者たちが、口をそろえてそういう主張をされておるわけでございます。

私どもは、今日、日本の憲法が、日本国の象徴

としての天皇、あるいは日本国民統合の象徴とする神武天皇が即位をされたというこの民族の伝承が、またわれわれの建国をしのぶ日として、そしてこれを象徴的に建国をしのぶ日としていること

は、すなほな国民感情に一番これは触れてくる問題であろうといふ確信を持つておる次第でござります。(拍手)

先ほどいろいろ總理からもお話をありましたように、紀元節が軍事的に悪用されたという例はまことに遺憾でござりますが、これは紀元節が悪化でござります。紀元節は、かつて大正から昭和にかけましていわゆる護憲三派のあの国民大会、あるいはまたその他の治安維持法反対、あるいは普選の実現促進の大会のために二月十一日はしばしば使われておるといふようなことを見ましても、私どもは、これが、国民の世論の上からも、感情の上からも、一番適切なものだと確信をいたしておる次第でござります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕
○國務大臣(中村梅吉君) ただいま、これから神話の取り扱いとか、歴史教育のあり方についてどうかという御質問でございました。

御質問に最後に率直に申し上げれば、日本書紀は日本書紀として、また歴史は歴史として、神話は神話として教育上は取り上げてまいるつもりでございます。(拍手)

第二の問題といたしまして明らかにいたしたいのは、二月十一日は旧紀元節であることは御承知のとおりでありますが、これを建国の日とする根拠はどこにもないのです。諸外国の例を見ても、歴史の古いイギリス等においては建国記念日はないのであり、建国記念日的なものが制定されているアメリカ、ソ連、中華人民共和国等の国々では、独立記念日とか、共和国宣言記念日とか、憲法記念日とか解放記念日であつて、史実に基づいて、全国民的共感の上に設定されているのです。日本の旧紀元節のような神話的かつ伝承的な建国の日を記念して祝つておるのは、世界でただ一つ、隣の韓国の開天節があるだけであ

すならば、われわれは、これは正確な歴史として教えるのではなくて、やはり日本の國で長い間伝承してきた神話として教育上取り上げるべきであります。

そこで、問題は、建国記念日についてはいつにするか、いろいろ議論はございますが、なるべくならば、やはり從前のいろいろな言い伝えや慣例を尊重する。たとえば、今まででも「成人の日」はやぶりの日にしておる。あるいは「こともの日」は、いつからできたかわかりませんが、やはり子供の日としてそういう日を選んでおる。したがいまして、そういう長い間の言い伝えや伝承、とにかく日本のような古い歴史を持った國にいたしましたと、古い歴史といふものは、完全な歴史の部分もあるでしようし、完全な歴史とはいかないけれども、伝承として長い間國民に守られたり伝えられたりしてきておる部分がございますから、同じ記念日をつくるならば、そういう伝承の長い歴史を持つておる日が私どもも妥当であろう。かよ

うと思つておる次第でござります。(拍手)

ただいま安井大臣から

るこの問題については

申し上げられましたので、私はごく簡単にいた

たいと思いますが、御承知のとおり、現在の學習指

導要領におきましても、歴史は歴史、神話は神話と

して、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

あつたというような、いろいろな問題点もありま

すが、この二月十一日が建國の日としてきまりま

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○國務大臣(中村梅吉君) ただいま、これから神

話の取り扱いとか、歴史教育のあり方についてどうかという御質問でございました。

ただいま安井大臣から

るこの問題については

申し上げられましたので、私はごく簡単にいた

たいと思いますが、御承知のとおり、現在の學習指

導要領におきましても、歴史は歴史、神話は神話と

して、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

あつたというような、いろいろな問題点もありま

すが、この二月十一日が建國の日としてきまりま

すものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

日に關する法律の一部を改正する法律案に対し、

質疑を行ない、政府の意図を明らかにいたさんと

するものであります。(拍手)

〔國務大臣中村梅吉君登壇〕

○副議長(園田直君) 村山喜一君。

〔村山喜一君登壇〕

○村山喜一君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま趣旨説明のありました、國民の祝

ります。(拍手) 提案の説明によると、「建国をしのび、國を愛する心を養う日として、明治以来七十年の伝統を尊重して」となつており、従来の日本書紀にある神武天皇の即位の伝承をそのまま民族的な伝承として受け継ぐという説明からすると、神がかりから近代的になつてはおりません。しかしながら、本質は何ら変わつてはいるのであります。三笠宮の発言をかりるまでもなく、「二月十一日を祝うといふのは皇室の宗教的な私事であり、この日を全国民の祝日とすることは、神道行事を國民に強制することになるし、歴史的根柢のない日を建国記念日とすることは正しい歴史を教えることにはならない」という正当な主張をこまかしながら、巧みに紀元節の復活をはからんとするものであります。(拍手)

旧紀元節が初めて國民の祝日となつたのは、明治二十二年二月十一日、欽定憲法が発布された日

からであります。旧憲法は、天皇制の專制に立憲主義をよそおつたものにすぎず、神格天皇と忠良なる臣民による國家主義が戦争と結びつき、天皇主権の軍国主義の紀元節として、國民をファシズム的專制支配に組み込んで敗戦を招き、新憲法制定とともにその歴史的な幕は閉じたのであります。(拍手)新しい憲法の中に生まれた國民の祝日に、旧憲法的感覚の建国記念日を加えようといふ佐藤総理の決意は、憲法を尊重するということを口では唱えながら、これを軽視するものであるといわなければなりません。(拍手)

建国をしのぶとは何であるか。神武建国の説話

が民族の精神をあらわす神話であるとするならば、わが國民は、再びいわゆる天の神の子孫をい

ります。(拍手) 提案の説明によると、「建国をしのび、國を愛する心を養う日として、明治以来七十年の伝統を尊重して」となつており、従来の日本書紀にある神武天皇の即位の伝承をそのまま民族的な伝承として受け継ぐという説明からすると、神がかりから近代的になつてはおりません。しかしながら、本質は何ら変わつてはいるのであります。三笠宮の発言をかりるまでもなく、「二月十一日を祝うといふのは皇室の宗教的な私事であり、この日を全

国民の祝日とすることは、神道行事を國民に強制

することになるし、歴史的根柢のない日を建国記

念日とすることは正しい歴史を教えることにはな

らない」という正当な主張をこまかしながら、巧

みに紀元節の復活をはからんとするものであります。(拍手)

旧紀元節が初めて國民の祝日となつたのは、明

治二十二年二月十一日、欽定憲法が発布された日

からであります。旧憲法は、天皇制の專制に立憲

主義をよそおつたものにすぎず、神格天皇と忠良

なる臣民による國家主義が戦争と結びつき、天皇

主権の軍国主義の紀元節として、國民をファシズ

ム的專制支配に組み込んで敗戦を招き、新憲法制

定とともにその歴史的な幕は閉じたのであります。

(拍手)新しい憲法の中に生まれた國民の祝日

には、旧憲法的感覚の建国記念日を加えようとい

ふ佐藤総理の決意は、憲法を尊重するということを

口では唱えながら、これを軽視するものであるとい

ふわなければなりません。(拍手)

建国をしのぶとは何であるか。神武建国の説話

が民族の精神をあらわす神話であるとするなら

ば、わが國民は、再びいわゆる天の神の子孫をい

ります。(拍手)

八紘一字を目指し、戦争にいくのを理想としてお

ることになるが、それでよいのか。軍國主

義民族になることをみずから否定した憲法の精神

に反することは明白であります。

さらに重大な問題は、一宗教法人にすぎない神

社本庁が、一九五四年一月、全国の神社に指示し

た事実に見られますように、この日は神社神道

の祭典の日であります。神社本庁は、紀元節の復

活の通達に見られますように、祭典と紀元節を

結びつけ、國家神道失地回復運動を粘り強く続け

ております。平和憲法は、國民の基本的権利とし

て宗教の自由を保障し、國や地方公共団体が宗教

を援助することを禁止しております。神社神道の

一祭典日にすぎない二月十一日を建国の日にする

ことは、政府みずから憲法違反を犯すことになる

と言えるが、總理の考えを承りたいのであります。

(拍手)

第三点として、自民党總裁である總理にただし

たいのは、自民党の態度についてであります。

私の手元にその文書がありますが、その見出し

には、「建国記念日を二月十一日にすることは、自

由民主主義國家建設の思想的基盤を固めることで

あります」建国記念日の復元の戰は思想的鬱ヶ原の合

戦であり、國家百年の大計の出發点となる」と確信

しました。しかし、その後、昭和三十五年二月、内

閣の広報室において調査を政府がいたしたのによ

りますと、祝日をふやすことに賛成はわずかに

一五%, いまのままでよいといふのが七三%, 建国

記念日の賛否については、制定當時において

の記念日については、この一五%のうちわずかに

八%程度にすぎない 것입니다。(拍手)しかも、

八%程度にすぎない請您がなしあります。

おいては、祝祭日については、世論の統一が必要で

あります。

ある、建国記念日は一致した世論がなしあります。

ては、天皇主權

のでありますから、それを、教育基本法の精神のつとり、教えて差しつかえないものだと私たちが考えます。それとも、また、うその歴史を教えるように指導要領を改悪し、教科書をつくりかえるのか、正直な答弁を願いたいのです。

(拍手)

体育の日を祝日にしなければならない積極的理由、また教育界内外の世論の動向を示されたいのあります。

(拍手)

次に、小平労働大臣にお尋ねしたいことは、三十六年、河野プランが出されたときは、労働時間を週四十時間に、週休二日制を主張する労働組合からも、また使用者側の日経連からも、反対されました。きのうの本会議で明らかにされたように、月取扱わざか一万八千円以下の労働者が全国に四百万人も残されておるが、今日の状態であります。低賃金労働者ほど労働条件に恵まれず、日給制が多いのであります。休みがふえて喜ぶのは、直接生産と結びつかないホワイトカラーにすぎないのであります。これに反して、逆に収入が減る、就労の機会が少なくなる階層があります。これに対して、法律にあるように、より豊かな生活を築き上げ、こぞって祝い、感謝し、記念する日にすることができる労働政策を示してもらいたいのです。どういう対策を持っておられるのか、説明を願います。

鈴木厚生大臣にお尋ねいたしたいのは、「老人の日」は、今日では国民生活の中に定着いたしております。特別に祝日を設けるよりも、ゆりかごから墓場まで、社会保障の充実こそ必要であります。これこそ、眞に老人に対する愛情のある政治といえると思ふのであります。それをなさずして祝日

を設けても意味はないのです。どのような措置を講ずる用意があるのか、説明されたいのです。

最後に、総理にただしたいのは、平和の日を設定せよという声は、法律制定当时から強かつたにもかかわらず、何らの考慮も払われてないのみならず、政府はみずから憲法記念行事を故意にボイコットしてきているのです。佐藤総理が

真に平和を願うならば、憲法記念日を祝うことこそ大切であり、国民はそれを求めているのです。総理、あなたは、国会に議席を持つ政党のうち、賛成のは自民党だけで、全野党はあげて反対というこの法案を、こり押しで通過をはかる決意なのか。かりに強引に処理されたとしても、

法律の趣旨に反する祝日になり、日本国民の世論を二分することは明らかであります。私は、日本民族に三十八度線を構築するようなかかる法案は、直ちに撤回すべきであると確信を持っていますが、総理の真意は那邊にあるのか、国民の前に明らかにされたいのです。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤榮作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤榮作君) 私の国民祝日に関する基本的な考え方方は、国民の祝日に關する法律、その第一条に規定されております。これを私は尊重し、これを守つてくつもりであります。

何と書いてあるか。私が読むまでもなくすでに御承知だと思いますが、「自由と平和を求めてやま

る」というのに、党利党略、そんなけちな考え方で提案などいたしません。(拍手)これは国民こそつてやるのです。私が申し上げるまでもなく、皆さん方も十分御承知のことだと思います

が、政治の要諦は、申すまでもなく、国民の声を聞いて、そろして事を行なう、これこそが政治の要諦であります。国民とともに、国民のために政治をする、その態度でなければならない。そのときに、国民自身のために、国民とともに政治をす

る、その考え方でなければいけない。十分御了承いただきたい。

次に、この二月十一日云々でござりますが、先ほど来お答えいたしましたように、伝承であろうが、神話であろうが、とにかく国民に最も親しまれ

場で、ただいま国民こそつて建国の日をひとつ定めようとしております。

どうして与野党一致しない未熟なもの出したか、こういふお尋ねであります。これは御承知のように、もぐすぐに議員提案もされ、おそらく、国会におきまして七回も審議されたらどう

思います。続審議がそのうち三回もあつた、かく、国会におきましてのままです。また昨年は同様のものを提案し、これは政府が提案したのでござります。これ

は皆さまの御審議をいたいたと存ります。私は、国会におきまして皆さまの御審議をいただくこと、それこそが野党に対する政治工作だと、か

く、これは政府がきめようとするものは憲法違反ではないかというお話をござります。しかし、これは憲法違反ではございません。御承知のように、今回定めようとするものは、特定の宗派のた

めにこの休みをつくるうといふものではありませんし、また、申すまでもないことであります。今日の憲法は政教分離の原則に立つておるのであります。この憲法は、この休みをつくるうといふものが、休みをこしらえたからといって、憲法違反などになるわけがございません。

最後に、平和の日をつくれという御提案でござります。これは社会党の御提案として十分検討いたいい、かように私は思っております。

国内に三十八度線をつくらない、こういう意味で、この提案を撤回したらどうかということでありますが、これは撤回などいたしません。どう

うとうの間に、党利党略、そんなけちな考え方で提案などいたしません。(拍手)これは国民こそつてやるのです。私が申し上げるまでもなく、皆さま方も十分御承知のことだと思います

が、御審議の上、ぜひ成立させていただきたい

お願いをいたします。(拍手)

〔国務大臣中村梅吉君登壇〕

○国務大臣(中村梅吉君) 祝祭日等について、そういう行事の中で、祝祭日の意義、あるいは国旗の掲揚とか、君が代の者唱とかいうことを學習指導要領に書いて、こういう指導をしておるが、二月十一日の建国記念日という日ができたら、學習

指導要領ではどうやるのか、こういう趣旨のお尋ねのようになります。この建国記念日という日がきまりますれば、私どもは、決してこれが先ほど御指摘のありましたように悪い意味の日ではな

いことを周知徹底させる必要はあると思います。しかしながら、御承知のとおり、さつき御指

るの件
(議案送付)

一、二十四日、参議院に送付した内閣提出案は次の通りである。

金属鉱物探鉱促進事業法の一部を改正する法律案

一、二十四日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

最低賃金法案(横路節雄君外十五名提出)

内閣労働法案(横路節雄君外十五名提出)

一、二十五日、参議院から回付された内閣提出案は次の通りである。

義務教育学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案

最高裁判所裁判官退職手当特別法案

通商産業省設置法の一部を改正する法律案

人名簿の登録の異動に関する必要な文書を

提出しなければならないものとすること。

(二) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿をした者について、あらかじめその選挙資格を調査し、選挙人名簿に登録すべき者として決定しておかなければならぬものとすること。

(三) 市町村の選挙管理委員会は、毎年三月一日、九月一日までに申出をした者について

て、その後十日間の整理期間、十日間の縦覧期間を経て、三月三十日、九月三十日にそれぞれ登録を行なうものとすること。な

お、九月一日の場合には、職権登録を併せ行なうことができるものとすること。

(四) 整理期間、縦覧期間が選挙期間と重複したときは、登録事務を選挙期日後に延期すること。

選挙人名簿の抹消

(一) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人が死亡したとき又は他の市町村の選挙人名簿に登録されたときその他一定の事由に該当するときは、名簿から隨時抹消するものとす

ること。

(二) 前項の場合のほか市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿に登録される資格を有しなくなつた者について、直ちにその旨を表示し、表示後一年を経過したときは、選挙人名簿から抹消する手続をとるものとする。

(三) 特別区において選挙人の属する区に三箇月以上住所を有することを名簿の登録要件とするものとすること。

(四) その他必要な規定の整備を行なうものとすること。

1 永久選挙人名簿制度の採用

選挙人名簿制度をカード式の永久選挙人名簿制度に改めるものとすること。

2 選挙人名簿への登録手続

選挙人は登録の申出を随時できるものとする。この場合において住所移転者は選挙

資料につき相互に通報するものとするこ

と。

(二) 市町村の選挙管理委員会は、選挙人名簿の閲覧その他の便宜供与に努めるものとし、また、選挙人は、名簿に脱漏、誤載等を発見したときは、その修正に關し調査の請求をすることができるものとすること。

5 經過措置

(一) 政令で定める日に全国一斉に調査を行ない、その結果に基づき、その日現在で効力を有する選挙人名簿を調製するものとすること。

(二) 前項の調製された選挙人名簿は、一定期

間の縦覧の後、政令で定める日に確定し、

永久選挙人名簿とすること。

(三) 市町村の選挙管理委員会は、なるべくすみやかに、カード式名簿に切り替えるものとすること。

6 その他

(一) 天災地変等により住所を移転した者等について認められている特別選挙権を整理するものとすること。

(二) 特別区において選挙人の属する区に三箇月以上住所を有することを名簿の登録要件とするものとすること。

(三) その他必要な規定の整備を行なうものとすること。

7 施行期日

この法律は、公布の日から起算して八月を

こえない範囲内において政令で定める日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本邦は、最近における急激な人口移動、社会

生活の複雑化の傾向に伴い、選挙人名簿の適正

な調製を次第に困難ならしめ、名簿に脱漏、誤載、二重登録を生ぜしめる等制度上に著しい欠陥を生ぜしめている実情にかんがみ、現行の選挙人名簿制度を抜本的に改正しよとするもので適切妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度一般会計予算自治省所管に四億九千六十八万三千円が計上されている。

右報告する。

昭和四十一年四月十四日

公職選挙法改正に関する調査特別委員長 志賀健次郎

衆議院議長 山口喜久一郎殿

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本邦は、石炭鉱業の現状に対応して、石炭鉱業合理化事業団の業務拡充、封鎖鉱区の再活用等により石炭対策の強化を図らうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 石炭鉱業合理化事業団の業務として、新たに近代化機械の貸付制度を創設し、この業務は昭和四十三年三月三十一日までに廃止す

る。

2 鉱区調整の一環として、鉱区消滅区域並びに石炭鉱業合理化事業団の保有鉱区と隣接採掘鉱区の鉱床との一体的開発が著しく合理的

であるという通商産業大臣の確認をうけている場合には、石炭鉱業合理化事業団に採掘権の取得、採掘鉱区の増加を認めることができるものとし、これを隣接鉱区の採掘権者であつて、一定基準に該当するものに処分するものとする。

3 石炭鉱業合理化事業団の石炭運賃の延納に係る債務保証業務を昭和四十二年三月三十一日から施行する。

4 その他、石炭鉱業合理化事業団の役員の欠格条項の整理等について定め、本法は公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、石炭鉱業の現状にかんがみ、石炭対策を強力に推進する諸措置の一環として、安定した出炭体制の確立及び資源の合理的開発並びに経営の悪化を防止する措置として、有効適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費
昭和四十一年度一般会計予算（通商産業省所管）に石炭鉱業合理化事業団出資金として、十六億一千七百万円が計上されている。右報告する。

官報外号

〔別紙〕
石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、次の諸点について特段の措置を講ずべきである。

一 石炭鉱業合理化事業団の保有鉱区及び消滅鉱区の再活用に当たつては、保安の確保につき万全の措置を講ずること。

なお、鉱害の処理等を適正に実施し、鉱区再活用による弊害を惹起せしめないよう配慮すること。

二 炭鉱機械貸付については、中小炭鉱において十分利用できざるよう運用するとともに、技術指導等についても万全を期すること。

三 石炭運賃について早急に検討すること。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

本案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を引き上げるとともに、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法を改めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の現況にかんがみ、地方交付税の率を引き上げるとともに、基準財政需要額及び基準財政収入額の算定方法を改めようとするもので、その要旨は次のとおりである。

（一） 地方交付税の改正に関する事項
所得税、法人税および酒税の収入額に対する地方交付税の率を二・五ペーセント引き上げ、三二ペーセントとする。

（二） 基準財政需要額の算定方法の改正に関する事項
昭和四十一年度から昭和四十四年度までに限り、人口急減補正を設けることができる」ととする。

（三） 基準財政収入額の算定方法の改正に関する事項
所得割にかかる道府県民税および市町村の法律案に対する附帯決議

民税の基準税率（標準税率によつて算定した収入見込額のそれぞれ八〇ペーセントおよび七五ペーセント）の算定基礎を改めるところとする。

（2） 市町村が、史跡等である土地または国立公園等の特別保護地区の区域内の土地に対する固定資産税を課税免除し、または不均一課税した場合には、それによる減収額を

基準財政収入額から控除することとするところとする。

（3） 地方行政委員長 岡崎 英城

昭和四十一年四月十四日

附 則

〔別紙〕
（小字及び一は修正）
衆議院議長 山口喜久一郎殿

三 本案施行に要する経費

昭和四十一年度特別会計歳出予算に、地方交付税交付金として、今回の二・五ペーセントの率の引き上げ分約五百八十六億円を含め、七千四百六十六億七千二百二万三千円を計上している。

昭和四十一年度特別会計歳出予算に、地方交付税交付金として、今回の二・五ペーセントの率の引き上げ分約五百八十六億円を含め、七千四百六十六億七千二百二万三千円を計上している。

1 附 則

（公表の日 昭和四十一年四月一日）この法律は、昭和四十一年四月一日から施行し、昭和四十一年度分の地方交付税から適用する。

二 議案の修正議決理由

最近における地方財政の実情に対処するため、地方交付税制上の所要措置を定めようとする本案の趣旨は妥当と認めるが、「昭和四十一年四月一日」となつている施行期日は、すでにその期日を経過しているので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、原案に対し日本社会党細谷治嘉君外二名から地方交付税の率を三七ペーセントに引き上げる旨の修正案が提出されたが賛成少數をもつて否決された。この修正案に対しても、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣を代表して永山自治大臣から「國の財政及び地方財政の現況からみて、にわかに賛成いたしかねる」旨の意見が述べられた。

一 議案の要旨及び目的

本案は、昭和四十一年度の地方財政の健全な運営を確保するため、必要な財政上の特別措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

（一） 臨時地方特例交付金の総額等
（1） 昭和四十一年度に限り、地方団体に対し、総額四一四億円の臨時地方特例交付金を交付する。

（2） 臨時地方特例交付金の種類は、第一種特例交付金および第二種特例交付金とし、その種類ごとの総額は、それぞれ二四〇億円

および一七四億円とする。

(3) 第一種特例交付金は、都道府県分七〇億

円、市町村および特別区分一七〇億円と

し、各都道府県ならびに市町村および特別

区に、昭和四十年三月から昭和四十一年二
月までの間にその区域において日本専売公
社が売り渡した製造たばこの本数である分
して交付する。

(4) 第二種特例交付金は、各都道府県に、当

該都道府県の基準財政需要額が、基準財政収
入額をこえるいわゆる財源不足額である分
して、昭和四十一年度分の普通交付税とあ
わせて交付する。

(5) 昭和四十一年度分の普通交付税の額の特例

各都道府県に對して交付すべき昭和四十
一年度分の普通交付税の額は、当該都道府県の

財源不足額から当該都道府県に對して交付す
べき第二種特例交付金の額を控除した額とす
る。

(6) 昭和四十一年度分の基準財政需要額および

基準財政収入額の算定方法の特例

(1) 河川事業費等の公共事業費の地方負担に
要する経費の財源として地方債が大幅に増
額されることに伴い、投資的経費にかかる

基準財政需要額の一部を地方債に振り替え
るために、関係費目の単位費用を改めるとと
もに、測定単位および測定単位の數値の補
正方法について必要な特例を設けることと
する。

(2) 市町村民税減税補てん償の漸減に伴い、
後進市町村の財源を確保するため「その他
の諸費」のうち人口を測定単位とするもの

の単位費用を引き上げることとする。

(3) 市町村の清掃関係経費の充実をはかるた
め「清掃費」の単位費用を引き上げることと
する。

(4) 生活保護基準の引き上げ等により増加す
る社会保障関係経費、給与改定の平年度化
等により増加する給与関係経費、その他制
度改正等により増加する経費を基準財政需
要額に算入するため、関係経費の単位費用
を引き上げることとする。

(5) 昭和四十一年度分に限り、交付すべき第
一種特例交付金の、道府県にあつては八〇
パーセント、市町村にあつては七五パーセ
ントを当該道府県および市町村の基準財政
収入額に加算することとする。

二 議案の修正議決理由

地方財政の健全な運営を図るため、昭和四十
一年度に限り、地方団体に對して臨時地方特例
交付金を交付しようとする本案の趣旨は妥当と
認めるが、「昭和四十一年四月一日」となつてい
る施行期日は、すでにその期日を経過している
ので、別紙のとおり修正議決すべきものと議決
した次第である。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党
及び民主社会党の三党共同提案により、別紙の
ことと附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費
右報告する。

昭和四十一年度特別会計歳出予算に臨時地方
特例交付金として四百十四億円を計上してい
る。

昭和四十一年四月十四日

地方行政委員長 岡崎 英城

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

（小字及び
は修正）

1 この法律は、公布の日昭和四十一年四月一日から施行
する。
〔別紙〕

昭和四十一年度における地方財政の特別措
置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、地方財政の現況にかんがみ、特に左の
諸点につき万全を期すべきである。

1 健康保険法の一部改正に関する事項

1 標準報酬月額の最高額を現行の五万二千
円から十万四千円に、また、等級区分を現
行の二十五等級から三十六等級とすること。

2 政府管掌健康保険の保険料率を現行の千
分の六十三から千分の七十とすること。

2 船員保険法の一部改正に関する事項

1 標準報酬月額の最高額を現行の七万六千
円から十万四千円に、また、等級区分を現
行の二十五等級から三十等級とすること。

2 疾病部門に係る保険料率の一般給付分を
現行の千分の五十一から千分の五十四に、
更に検討を加え、税源の充実、差等補助負担率
の廃止等積極的に財源増強の措置を講ずること。

四十六とすること。

3 (職務上年金部門)

1 現行職務上一級障害手当金相当の障害
を職務上七級障害年金の対象とするこ
と。

2 病院部門に係る保険料率の一般給付分を
現行の千分の五十一から千分の五十四に、
災害補償分を現行の千分の四十から千分の
四十六とすること。

3 (職務上年金部門)

1 現行職務上一級障害手当金相当の障害
を、現行の額に職務外の障害年金及び遺
族年金の額の半額相当をそれぞれ加算し
た額とすること。

一 議案の要旨及び目的
近年健康保険及び船員保険(疾病部門)は、多
額の赤字が生じ保険財政は、きわめて逼迫した
事態となつてゐるので、本案は、応急対策とし
て標準報酬等級区分の改訂及び保険料率の引上
げを行なおうとするものであり、また、労働者災
害補償保険等にない船員保険の職務上の事
由による年金給付の内容を改善するとともに、
あわせて厚生年金及び船員保険両制度間におけ
る高齢者に対する老齢年金の取扱い等に関し調
整措置をも行なおうとするものでその主な内容
は、

1

(3) 既決定の職務上の障害年金及び遺族年金の額は、改正案の算定方式に準じ所要の引上げ（障害年金は一級五万一千円ないし六級三万六百円、遺族年金は二万四百円をそれぞれ加算）を行なうとともに、最低保障額（障害年金一級十二万三千円ないし六級七万五千六百円、遺族年金一万五千四百円）を設けること。

(3) 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正に関する事項

厚生年金保険及び船員保険における老齢年金等の年金額の引上げ、高齢者在職老齢年金の支給、厚生年金基金の創設等に伴い、老齢年金の高齢受給権者又は厚生年金基金加入員であつて、両制度に加入したことがあるものの取扱い等について必要な調整を行なうことである。

四 施行期日

健康保険法の一部改正及び船員保険法の一部改正に関する事項は、昭和四十一年二月一日から施行し、また、厚生年金保険及び船員保険交渉法の一改正に関する事項は公布の日から施行し、厚生年金保険法及び船員保険法の当該改正規定の適用の日から適用すること。

二 議案の修正議決理由

政府管掌健康保険及び船員保険の保険財政の推移にかんがみ、標準報酬等級及び保険料率を改定し、あわせて船員保険の職務上の事由による年金給付の内容の改善と厚生年金保険及び船員保険交渉法の改正を行なうことは、時宜に適するものと認めるが、なお健康保険の保険料率及び健康保険法、船員保険法の一部改正の施行期日について、修正を加えることを適当と認め、本案は、別紙の通り修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、別紙の通り附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費及び修正の結果必要とする経費

1 健康保険法の一部改正

厚生保険特別会計（厚生省所管）の健康勘定における収入増は平年度約四百二十八億円の月込みである。

2 船員保険法の一部改正

昭和四十一年度一般会計予算（厚生省所管）に船員保険特別会計（年金保険給付費財源）繰入として六千三百八十八万三千円が計上されている。また、船員保険特別会計（厚生省所管）の疾病部門における収入増は平年度約十億五千四百万円の見込みである。

3 厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改正

昭和四十一年度一般会計予算（厚生省所管）に船員保険特別会計（年金保険給付費財源）繰入として一千五百二万九千円が計上される。

四 国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

本修正の結果、厚生保険特別会計の健康勘定における収入減は、本年度約二百二十四億円の見込みである。

国会法第五十七条の三の規定による内閣の意見

見の要旨

国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して、鈴木厚生大臣より「委員会の決定を尊重する。」旨の意見が述べられた。

右報告する。

昭和四十一年四月十四日

社会労働委員長 田中 正巳

衆議院議長 山口喜久一郎殿

〔別紙〕

（小字及び
は修正）

（健康保険法の一部改正）
第一条 健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第一項の表中

	第二五級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上
第二六級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第二七級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第二八級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第二九級	九八、〇〇〇円	三、一七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第三〇級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	

に改める。

第三条第一項の表中	第二五級	五一、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上
第二六級	五二、〇〇〇円	一、七三〇円	五〇、〇〇〇円以上	五四、〇〇〇円未満
第二七級	五六、〇〇〇円	一、八七〇円	五四、〇〇〇円以上	五八、〇〇〇円未満
第二八級	六〇、〇〇〇円	二、一三〇円	六一、〇〇〇円以上	六六、〇〇〇円未満
第二九級	六八、〇〇〇円	二、二七〇円	六六、〇〇〇円以上	七〇、〇〇〇円未満
第三〇級	七二、〇〇〇円	二、四〇〇円	七〇、〇〇〇円以上	七四、〇〇〇円未満
第三一級	七六、〇〇〇円	二、五三〇円	七四、〇〇〇円以上	七八、〇〇〇円未満
第三二級	八〇、〇〇〇円	二、六七〇円	七八、〇〇〇円以上	八三、〇〇〇円未満
第三三級	八六、〇〇〇円	二、八七〇円	八三、〇〇〇円以上	八九、〇〇〇円未満
第三四級	九二、〇〇〇円	三、〇七〇円	八九、〇〇〇円以上	九五、〇〇〇円未満
第三五級	九八、〇〇〇円	三、二七〇円	九五、〇〇〇円以上	一〇一、〇〇〇円未満
第三六級	一〇四、〇〇〇円	三、四七〇円	一〇一、〇〇〇円以上	

に改める。

第四十一条第一項第一号中「最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額」を「左ニ掲タル額ヲ合算シタル金額」に改め、同号に次のように加える。

- イ 最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一中欄ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル額

三万円ト平均標準報酬月額ノ百分ノ百二十二相当スル額トヲ合算シタル額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一下欄ニ定ムル率

第四十一条ノ二第一項中「二級」を「五級」に改める。

第四十二条第一項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ハ最終標準報酬月額ニ廃疾ノ程度ニ応ジ別表第一ノ三ニ定ムル月数ヲ乗ジテ得タル金額トス

第四十二条ノ二中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の二項を加える。

前条第二項ノ規定ハ前項ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第四十二条ノ三第三項中「障害年金ノ六年分」を「其ノ廃疾ニ付船員法ノ規定ニ依リ為スベキ災害補償ノ額」に改め、同条に次の二項を加える。

第四十二条第二項ノ規定ハ前項第一号ノ災害補償ノ額ニ相当スル金額ノ算定ニ付之ヲ準用ス

第五十条ノ二第一項第二号及び第三号を次のように改める。

二 前条第二号ニ該当スルニ因ルモノナルトル額

ハ左ニ掲タル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ二月半分ニ相当スル額

口 七千五百円

三 前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトルキハ左ニ掲タル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五月分(職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発タル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ當該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分)ニ相当スル額

口 一万五千円

ハ 平均標準報酬月額ノ百分ノ三十二相当スル額

三 前条第三号ニ該当スルニ因ルモノナルトルキハ左ニ掲タル額ヲ合算シタル金額

イ 最終標準報酬月額ノ五月分(職務上ノ事由ニ因ル疾病又ハ負傷及之ニ因リ発タル疾病ニ因リ死亡シタル場合ニ於テ當該疾病又ハ負傷ニ付療養ノ給付ヲ受ケタル日ヨリ起算シテ三年ヲ経過シタル後ニ死亡シタルトキハ最終標準報酬月額ノ二月半分)ニ相当スル額

口 一万五千円

四百九十四分ノ六十五」を「二百三分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百二十九」を「二百三分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ百二十三・五」を「百九十二分ノ百三十一」に改める。

第五十八条第一項中「中、家族葬祭料及」を「及家族葬祭料ニ要スル費用並ニ」に、「相当スルモノニ要スル費用」を「対応スルモノニ要スル費用」に改める。

第五十九条第五項中「千分ノ百九十四」を「千分ノ二百三」に、「千分ノ百八十三」を「千分ノ百九十二」に改める。

第六十条第一項中「百九十四分ノ六十五」を「二百三分ノ六十六・五」に、「百九十四分ノ百二十九」を「二百三分ノ百三十六・五」に、「百八十三分ノ百二十三・五」を「百九十二分ノ百三十一」に改める。

別表第一〇(の表)を次のように改める。

別表第二〇(の表)を次のように改める。

廢疾ノ程度	月 数	率	別表第一〇(の表)						
			一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級
一 級	八・〇月	一・二五							
二 級	七・〇								
三 級									
四 級	六・〇	一・〇〇							
五 級	五・五								
六 級	五・〇								
七 級	四・二	〇・七五							

廢疾ノ程度	月 数	率	別表第二〇(の表)						
			一 級	二 級	三 級	四 級	五 級	六 級	七 級
一 級	二〇〇月	一五							
二 級									
三 級									
四 級	九								
五 級	六								
六 級	四								
七 級	二								

別表第一〇(の表)の次に次の二表を加える。

別表第一一ノ三

別表第一一ノ三									
六 級		七 級		八 級		九 級		十 級	
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
一	兩眼ノ視力〇・一以下ニ減ジタルモノ	咀嚼又ハ言語ノ機能ニ著シキ障害ヲ残スモノ	鼓膜ノ大部分ノ欠損其ノ他ニ因リ兩耳ノ聽力ガ耳膜ニ接セザレバ大声ヲ解シ得ザルモノ	脊柱ニ著シキ畸形又ハ運動障害ヲ残スモノ	一上肢ノ三大関節中ノ二関節ノ用ヲ廃シタルモノ	一手ノ五指又ハ拇指及示指ヲ併セ四指ヲ失ヒタルモノ			
二									
三									
四									
五									
六									
七									

を

四
「二月における厚生年金保険法（昭和二十九年法律第一百五十五号）による標準報酬月額が五万二千円又は五万六千円であるときは、健康保険法第三条第三項の規定にかかわらず、その者の同年二月における厚生年金保険法による標準報酬月額の基礎となつた報酬月額を第一条の規定による改正後の健康保険法による標準報酬の基礎となるる報酬月額とみなす。」

第三条 昭和四十一年三月以前の月に係る健康保険の保険料については、なお従前の保険料率による。

(船員保険法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 昭和四十一年四月一日前に船員保険の被保険者の資格を取得して、同日まで引き続き船員保険法第十七条の規定による被保険者の資格のある者のうち、同年三月の標準報酬月額が七万六千円（報酬月額が七万八千円未満である者を除く。）である者については、同年四月からその標準報酬を改定する。

第七条 附則第五条に規定する障害年金のうち、船員保険法別表第四上欄に規定する廃疾の程度四級又は五級に該当する者に支給する障害年金については、第二条の規定による改正後の同法、第四十一条ノ二第一項の規定による加給は、昭和四十一年二月分から行なう。

た者が、同一の疾病又は負傷及びこれにより発した疾病につき同条の規定による改正後の同法の規定により職務上の事由による障害年金を受ける権利を取得したものとみなす。

第九条 国和四十一年二月一日からこの法律の公布の日前までにおいて第一条の規定による改正前の船員保険法別表第三十四欄に定める程度の麻痺の状態に該当しなくなつた者であつて、その該当しなくなつた際同条の規定による改正後の同法別表第四四欄に定める程度の麻痺の状態に該当するものに対しては、同条の規定による改正前の同法第四十二条の規定にかわらず、同法同条の規定による一時金は、支給しない。

第十八条 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第二号の規定による遺族年金を受けける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と一万二百円とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が六万円に満たないときは、これを六万円とする。

2 昭和四十一年二月一日において現に船員保険法第五十条第三号の規定による遺族年金を受けける権利を有する者に支給する当該遺族年金については、その額を、従前の額と二万四百円とを合算した額とし、その額（加給金の額を除く。）が六万五千四百円（第二条の規定による改正前の同法第五十条ノ二第一項第三号かつて書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円）に満たないときは、これを六万五千四百円（同号かつて書に該当する者に支給する遺族年金にあつては、六万円）とする。

第十九条 船員保険法による職務上の事由による障害年金及び同法第五十条第二号又は第三号に該当したことによる遺族年金のうち、昭和四十一年一月以前の月に係る分であつて、同年二月一

第十〇条 昭和四十一年一月以前の月に係る船保険の保険料については、なお從前の保険料による。

(厚生年金保険及び船員保険交渉法の一部改訂に伴う経過措置)

第十一三條 昭和四十年六月一日からこの法律の公布の日の前日までの間ににおいて、厚生年金保険法による老齢年金の受給権者であつて六十五歳以上であるものが船員保険の被保険者となつて後に死亡した場合において、その者の遺族に員保険法第五十条第一号の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第三条の二の規定が適用されるとによりその者の遺族に新たに支給される」となる厚生年金保険法第五十八条第一号の規定による遺族年金の内払とみなす。

2 昭和四十年六月一日からこの法律の公布の前の前日までの間ににおいて、船員保険法による老齢年金の受給権者であつて六十歳以上であるものが厚生年金保険の被保険者となつた後死亡した場合において、その者の遺族に厚生年金保険法第五十八条第一号の規定による遺族年金が支払われたときは、その支払われた遺族年金は、新交渉法第四条の規定が適用されることによりその者の遺族に新たに支給されることとなる。保険法第五十八条第一号の規定による遺族年金の内払とみなす。

正 員 に と こ 金 船 認 た 金 金 日 老 死 金 金 保 族 族 に な ま と て 第二十九条 昭和四十一年五月一日において現に船員
保険法による遺族年金の受給権を有する者に支
給する遺族年金のうち、次の各号に掲げるもの
については、それぞれその額（加給金の額を除
く。）を当該各号に規定する額とする。
一 その額が旧交渉法第十二条の規定により計
算された老齢年金の額の二分の一に相当する
遺族年金 新交渉法第十二条第一項の規定に
より計算した額の二分の一に相当する額（そ
の額が六万円に満たないときは、六万円）
二 その額が旧交渉法第二十六条の規定により
計算された遺族年金 船員保険法第五十条ノ
二第一項第一号の規定により計算した額（そ
の額が六万円に満たないときは、六万円）
第十四条 昭和四十年五月一日において現に厚生
年金保険法又は船員保険法による老齢年金の受
給権を有する者に支給する旧交渉法第十三条の
二の規定によつて計算された特別加給金につい
ては、その額を、新交渉法第十三条の二の規定
によつて計算した額とする。
第十五条 前三条に規定する保険給付のうち、昭
和四十一年四月以前の月に係る分であつて、同年
五月一日においてまだ支給していないものにつ
いては、なお従前の例による。

官報(号外)

規定による特例老齢年金又は船員保険法の一部を改正する法律(昭和四十年法律第百五号)附則第十七条の規定による特例老齢年金は、新交渉法第十九条の二及び第十九条の三の規定の適用については、それぞれ厚生年金保険法又は船員保険法による通算老齢年金とみなす。

第十七条 厚生年金保険法第五十九条の二の規定は、新交渉法第二十四条に規定する遺族年金に關しては、昭和四十年六月一日前に船舶若しくは航空機が沈没し、転覆し、墜落し、滅失し、若しくは行方不明となつた際に乗つており、又は船舶若しくは航空機に乗つていて、その航行中に行方不明となり、同日においてまだその生死がわからぬか、又は三箇月以内にその死亡が明らかとなり同日においてまだその死亡の時期がわからぬ船員保険の被保険者又は被保険者であつた者についても、準用する。

〔別紙〕

健康保険法等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、政府管掌健康保険の国庫負担の定率化については、抜本対策の際検討すること。

		衆議院会議録第三十八号中正誤
一 九 八	段 行 誤	正
二 一 五	檢討	
研究		
正		

定価一部二十五円 (ただし良質紙は三十円 郵送料共)
発行所
東京都港区赤坂一丁目二番地 大蔵省印刷局